はじめに

表訴

訟があり、

1

. ずれも下級審判決が出されている。

運転停止措置を取らなかった執行部の刑事責任を問う裁判、

の最高裁判決は国が長期評価に基づく対応をしていたとしても被害は回避できなかったとして国の責任を否定す

事故については、

# 福島第一原発事故における組織責任の考え方について

# 最判令和四年六月一七日の批判的検討を通して―

石尾賢一

高裁令和四年六月一七日判決に対する批判を中心に論ずる。 本稿は、 福島第一原発事故の責任についての考え方の問題を、 福島第 仙台高裁令和二年九月三〇日判決の上告審である最

故郷喪失に対する慰謝料を含む中間指針を超える賠償を代表立証による共通損害として認める。また、福島第一 葉高裁の上告審判決と同内容の判決である。 問う多くの民事訴訟が提起され、下級審判決がだされているが、 東電の責任については、 国の責任を問うこの最高裁判決は同日に出された千 原発事故については東電と国に損害賠償責任を 最高裁は令和四年三月二日に上告を受理せず、 原発

1 阪経法論 87('22.9)

会社の損害を執行部に追求する株主代

る。 なかった国は責任を免れることができないとするものであった)。この点、最高裁は結果回避義務の問題を自ら判断 高裁では結果回避可能性の立証責任を転換し、 長期評価に基づく措置を講じても被害が防げなかったとする判断は、結果回避可能性がないとする判断であるが、 回避可能性はないとしたのであるが、この判断においては、国の取りうる防止措置について、最高裁の方で想定 的確な立証がないとしていた(実質的には積極的な対応をしようとし

できる国の措置を判断し、今回の津波被害はその措置では防ぎえなかったとする。従前から積極的な対応をしようと

ことは、この点についての主張を取り上げないことであり、当事者の主張を尽くすべきと考えられ 高裁は認定事実から想定する措置では結果回避可能性がないと判断する。 の立証の機会を奪っている。 定しうるところでもある)、再度事実認定のために高裁に差し戻すべきではなかったかと考えられる(この点について 定される措置では結果回避できなかったと判断する。 しなかったこと、 また、高裁が立証責任を転換し、 対応が遅れたことは問題としないのである(積極的な態度が結果を変えた可能性がある)。 国は結論を早く出したかったのであろう)。 国側の結果回避できなかったことの立証が不十分とするのに対して、最高裁が想 高裁判断における結果回避義務の立証責任の転換について、 最高裁が認定事実から想定措置を判断する (被害の減少は想 最

響する。 由の問題もある さらに、長期評価に基づく対応をしていたとしても被害が回避できなかったとする判断は、 高裁は慰謝料判断として東電の過失を認定しているが、それがあらためて問題となると共に原賠法の免責事 東電の責任問題にも影

こなかったことが問題であり、東電と国の組織のあり方の問題である。その結果として今回も対応が遅れたと考えら そもそも今回の津波が想定外であることはだれもが認識していることである。 他の原発でも多様な事故が生じていたのであるが、それらを自己の問題として積極的な対応をして 地震・津波の危険性は常に指摘され

重

要な問題は当時の責任を明確にすることである。

具体的な行動を明

確にすることによって、

長期評価

対する対

れる。 こなかったことの責任を免れてよい 味で従前からの諸問題への対応に消極的であった東電、 設置審査を通って以降も地震・津波対応を検討する必要はあり、 のかという点が問題である(現に対策を講じて被害を免れた原発はある)。 国の双方の組織体制が問題とされなければならない 想定外の被害ということで積極的に何も 問 の意 して

生じてから対応するという姿勢)。

りず、 付ける仕組みの二段階の仕組み」が問題なのである。 保安院 てい して新規制基準も制定される。」「従来から問題とされ、 産業省から安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として設置された。それまで規制関係の事務が、 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針)。」「二〇一二年九月一九日に発足した原子力規制委員会は する事後的対応重視の姿勢からも見られる れば責任を負わないという経済優先の仕組みとその後の国費による補償制度と制度改革によって解決済みを印 のような責任の明確化を回避する姿勢の容認は、 支援がなされ、 (経産省)、 原子力安全委員会(内閣府)、文部科学省等に分散されていたのが、 具体的な居住・生活支援もなされる(仮設・借上げ住宅供与、 (東電自体は分社化される)。 「賠償については、 被害救済と今後の安全体制の確保によって問題を処理しようと 問題解決をもたらさなかった仕組み、 避難元への復帰支援等 一元化された。 原賠法の賠償措置では足 できる限りのことをし 再稼働を目指 原子力安全 短に、

てい ある。 ある。 応の遅れの原因については、 る。 民事裁判は東電の法人責任、 執行部だけでなく東電と保安院の双方の具体的な担当者の行動を明確にする、 本来問題とすべきは現実の担当者の行動である 今までの事象に対して積極的な対応をしてこなかった組織の問題を明らかにする必要が 国賠は通産大臣の責任、 (自主的行動が尊重されるべきであり、上からの指示で動く、 刑事裁判・株主代表訴訟は東電執行部の責任を問題とし 組織間 関係を明確にする必要が

任 なる問題点は、 賠責任は東電の七○九責任を前提としないのかも問題とされなければならない(共同不法行為ではないのか)。中心と 地震対策について主導的立場にあるのは保安院であるのか、東電であるのかである。そのために、東電の七○九条責 上の意向を忖度する組織とすべきではない)。今まで地震、事故等の問題についてどのような対策を行ってきたのか、 (七一五条の方が良い)も明確にされなければならなかった。高裁判決は東電の七○九条責任を判断しないが、 国会事故調報告書が指摘するように、 東電の責任と国の責任の相互関係であり、この点から責任問

が論じられるべきである。上告理由に論点が絞られることによって、この中心となる問題点が論じられなくなったの

う問題もあるが、遠因は事故前の事業者・国双方の安全性に関する消極性である)。 問題)を中心として論ずる(事故後の対応不備の問題、 を中心に論じ、事故前の対応に関する責任についての根拠の問題(原発設置経緯における国と電力会社の依存関係の である。 事後的対応 が見逃されることに危惧を抱く。最高裁判決は責任を明確にすることを回避したのである。本稿は、 (現在、 原発は安全となった。十分な補償も行った)によって問題点の本質(東電と国の両者の依存関 すなわち事故現場での適切な判断・対応ができなかったとい これらの点

住民側多様な意見も尊重しなければならず、 方に従った拙速な方法をとることなく 現在、 地域住民は原発の停止を求め、 (電力会社側の組織と行政側の組織だけでは独立の検討として不十分である)、 政府は新たな規制機構を創設し、 結局は電力に依存しすぎない社会形成の検討が必要となる。 新基準での再稼働を目指すが、 従前 0)

#### 裁判経緯

指針等による賠償額

て判断し、

 $\equiv$ 

残った認定損害額を請求金額の範囲内において全部又は一部認容し、

を超える場合には、

を超えない場合又は弁済が認められる金額を超えない場合には、

請求を全部棄却することとし

5

既払額が

『中間指針等による賠償額』

償 0 の各過失が認められるとした上で、原告らを旧居住地区分の避難指示によってグループ化し、それらの 性物質により汚染されたとして、 『中間指針等による賠償額』を超える損害額を認定して②請求を一部認容し、 到来を予見でき、 ③ふるさと喪失による慰謝料等を求めた集団 ①原状回復請求 |地判平成二九年一〇月一〇日判時二三五六号三頁) は次のように述べる。 同津波に対する規制権限不行使は合理性を欠いていたとし、被告東電は予見義務・ (空間放射線量を本件事故前の値以下に)、②民法七〇九条・国賠法三条一項等に基づく損害 同県及び隣接三県に居住していた原告ら三八〇〇余名が、 (生業) 訴訟。 裁判所は、 被告国は ①を却下、③を棄却した。 『長期評価』に基づき本件津波 「福島第一原発事故による放 被告ら (国 回避 ・東電) 部につき、 反 対 射

の額) をい 要素を考慮して精神的損害の賠償額を認定した上で、(一)それが『中間指針等による賠償額』 による損害賠償請求につ 七一〇条) その余の請求を棄却し、 弁論終結前の期間に対応する損害賠償を求める部分については、東電に対する主位的請求 高 ずれも全部棄却した上で、 裁判決 を認容してその余の請求を棄却し、 は、 (仙台高判令和二年九月三〇日判時二四八四号一八五頁)のまとめる一審判決は以下である。 東電に対する予備的請求を一部認容した原告らについてはその一部 (V その余の原告らについてはいずれも全部棄却し、 てはいずれも全部棄却した。 予備的請求 その余の原告らについてはいずれも全部棄却し、 (原賠法三条一項)につき、 なお、 原審による上記判断は、 部の原告らについてはその一部を認容して 国に対する請求 (東電に対する認容額の二分の 証 拠上認められる全ての考慮 (民法七〇九条、 上記一③のふるさと喪失 (国賠法一 条一項、 「原審 七一〇条 0 民法  $\Box$ 頭

その超えて支払われた賠償金による弁済の抗弁に

を超えるか否かを

四

認定損害額が

中

たものであり、

当審も、

一審判決に対して両者が控訴し、二審は両者の連帯責任を肯定する。

かかる判断方法を踏襲することとする。」

に対して原賠法責任を認め、七○九条責任を否定する。ただし、慰謝料額判断の前提として東電の過失を認定する。 て二分の一についての責任を認める。二審は電気事業法四〇条の技術適合命令不作為責任を認め、 国賠責任については、一審は電気事業法四〇条の技術適合命令不作為責任を認めるが、 本件訴訟は、東電に対しては七〇九条責任と原賠法責任であり、 国に対しては国賠責任である。 国の責任は二次的責任とし 責任併存を認める 一審、二審は東電

中間指針等による賠償額を超えるものが認められる。 審二審共に両者の責任を認めるが、原状回復は認められず、 認められた賠償額は将来金額を除く一部であるが、

結果回避可能性についての立証責任を転換する)。

# 一 仙台高裁判決の要点(4)

1

東電の七〇九条責任

を排除していることは明らかであるが、同法三条一項が、原子力事業者に対する一般不法行為(民法七〇九条、七一五 過失責任(三条一項)、責任集中(三条二項、四条)、求償権の制限(五条)、原子力事業者の損害賠償措置 原 もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的として(一条)、原子力事業者の無 国の措置 賠法(改正前)は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定 (一六条以下) などを定めている。 原賠法四条が、原子力事業者以外の者に対する一般不法行為の適用 (六条以

くとも平成

四年末頃までには、

敷地高さを超える津波が福島第一

原発に到来することを予見することが

可

で

原賠法の趣旨に反する事態となるおそれがあることから、 されたりする可能性があり、 の適用を排除しているものと解するのが相当である 原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金援助 金について、 不法行為責任を併存的に負担するとした場合、 かし、 に基づく損害賠償請求権の併存 原子力損害につき、 軽過失ある第三者に対する求償が可能となったり そうなると、 原子力事業者が、 (請求権競合) 被害者の保護を図り、 原子力事業者が一般不法行為に基づく請求に対して支払った損害賠 原賠法三条一項の無過失責任に加えて、 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構法四一条以下)の対象外と判 を排除しているか否かは争いがある。 (水戸地判平成二〇年二月二七日判時二〇〇三号六七頁、 原賠法は、 (原賠法五条)、損害賠償措置 原子力事業の健全な発達に資することを目的とした 原子力損害については一般不法行為責任 民法七〇九条に基づく一 (原賠法六~一五条) 東京高 の規定

Þ

断

般

償

#### 2 電の慰謝 料 和 額 判 断の前提としての過失

判平

-成二一年五月一四日判時二○六六号五四頁)。 ⑸

され。 ある。 義務違反のないことの立 結果回避義務 (津波被害回避のための防潮堤設置 証 が認められなかった。 水素爆発回避のための水密化)については証明責任が 転 換

合理 能性がなかったことを基礎付ける事実等を、 予 衡平の観点から相当である(結果回避義務について証明責任が転換される)。 •見可能であった 的であるかを特定し、 (予見義務のある) 当該措置を講じても本件事故が回避不可能であったことを基礎付ける事実等、 津波に関しては、 相当の資料、 根拠に基づき主張立証することを求めることが、 原子力事業者である東電に対し、 定程度具体的に特定して結果回 13 かなる結果回 結 当事 果回 避措置 者間 が

0)

避

も本件事故が回避不可能であったこと等の、結果回避可能性を否定すべき事実を、東電において主張立証する必要が 置についての主張立証がなされたとき、その具体化された措置が実施できなかったこと、又はその措置を講じていて

的な主張立証をしていない。東電は、仮に平成二〇年試算に基づいて津波対策を講じる場合、 張するような防潮堤を設置することでは結果回避措置として十分なものとはいえない」。 島第一原発の敷地東側から到来した本件津波を防ぎ切れなかったと主張し、解析結果を提出する。 上に防潮堤を設置することによって敷地への浸水を防ぐというのが合理的対策であるところ、そのような対策では福 的であると考えられていたドライサイト理論からは、 な措置を特定した上で当該措置を講じても本件事故という結果を回避することが不可能であったことについて、 「本件事故までの八年以上もの間、適切な結果回避措置を採らなかったものであるところ、 同試算において津波が遡上するとされた敷地南側及び敷地北側 結果回避のために合理的 当時において唯一合理 しかし、 東電が主 具体

べく、 たいとの思惑のみが目立っているといわざるを得ないが、このような東電の姿勢は、 ずるために求められる負担の大きさを恐れるばかりで、そうした新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにし に当該知見がそれまでに前提としていた知見と大きな格差があることに戸惑い、新たな知見に対応した防災対策を講 かりか、 危険性があることを示唆する新たな知見に接した場合に、当該知見を直ちに防災対策に生かそうと動くことがないば 東電が、「長期評価」の見解や貞観津波に係る知見等の、防災対策における不作為が原子炉の重大事故を引き起こす 安全寄りに原子力発電所を管理運営すべき原子力事業者としては、あるまじきものであったとの批判を免れな 当該知見に科学的・合理的根拠がどの程度存するのかを可及的速やかに確認しようとすることすらせず、 原子力発電所の安全性を維持す 単.

たというべきであり、 と等も認められることに照らせば、東電に故意又はこれと同視し得る程度の重過失があったとまでいうことはできな が、以上に説示した諸事情に照らせば、本件における東電の義務違反の程度は、決して軽微といえない程度であっ 他方において、 東電が方針を立て、これに従って土木学会に「長期評価」の見解の取扱いの検討を委託していたこ 原告らに対する慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つとなる。

#### 3. 国の過失判

経済産業大臣の規制権限行使 (結果回避義務) のための予見可能性は東電の結果回避義務の前提としての予見可能

性と同様としている (O.P.+一〇mを超える津波の到来)。

果回避可能性の有無が争点となっている。」 たから、予見可能な結果に係る回避行為を尽くしても実際の結果発生が不可避であったのではないかという形で、 ことができたかどうかという、作為と結果回避との間の因果関係の要件でも必要であると解されるところ、本件では、 るが、それとともに、国賠法上の責任を認めるためには、規制権限を行使すれば現実に生じた損害の発生を防止する 本件事故により実際に発生した本件津波は |結果回避可能性は、本件における経済産業大臣の規制権限不行使の違法性を検討する際の考慮要素となると解され 『長期評価』 の見解から予見可能であった想定津波より巨大なものであっ 結

にもかかわらず本件事故という結果の回避が不可能であったことについての的確な主張立証はない。」「結果回避手段 まえて本件試算津波から一定の幅を持った範囲の津波を想定して防潮堤を築く結果回避措置を採ったとすれば、それ しない点が認められるとして、 経済産業大臣から技術基準適合命令が発せられ、東電が上記見解を基に安全裕度を踏

「仮に本件において、『長期評価』の見解等に照らし、

9

福島第一原発において省令六二号四条一項の技術基準に適合

きなかったということについては、 本件事故という結果発生を避けることができなかったことについて的確な主張・立証がされていない として防潮堤の設置を選択したとしても本件事故までにその完成が間に合わなかったから結果発生を避けることがで 的確な主張・立証がされていない。」重要機器室及びタービン建屋等の水密化では (東海第二原発

や敦賀原子力発電所等の他の原子力発電所においては本件事故前に建屋の水密化工事が行われ、平成二二年八月の

れるに至ったことなども指摘できる。 設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、 機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」が加えられて、この津波安全性評価も耐震バックチェックの対象とさ 計審査指針が全面改訂されて既存の原子炉施設に対する耐震バックチェックが始まり、改訂された審査指針には、 島地点津波対策ワーキングにおいても、防波堤のかさ上げ等と共に(海水ポンプの)電動機の水密化が提案され、 うした対策工事を組み合わせて対処するのがよいのではないかとの議論がされていた)。平成一八年九月には、耐震設 施設の安全 「施

脱して著しく合理性を欠くに至ったものと認めることが相当である。 済産業大臣に専門技術的裁量が認められることを考慮しても、遅くとも平成一八年末までには、許容される限度を逸 全ての事情を総合考慮すると、本件における経済産業大臣による技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、 経

ことはもとより慎むべきであるが、他方において、結果の発生を防止し得なかった関係者が、自己の不作為を無意識 程度を超えていたのではないかが問題の核心であり」、「本件当時において上記危険性の程度が『社会通念上容認でき 学技術の利用により得られる利益の大きさとの対比において、社会通念上容認できる水準であると一般に考えられる』 る水準』を超えていたかどうかを判断するに当たっては、 また、原子炉施設に求められる安全性は相対的安全性であり、「重大な原子炉事故が発生する危険性の程度が、『科 結果の重大性に影響された先入観をもって過去を振り返る

福

点を踏まえて進めてきた上で、たとえ今後三〇年に はなく当 通念上容認できる水準であると一般に考えられる』 重大な原子炉事故が発生する危険性の程度は、『科学技術の利用により得られる利益の大きさとの対比において、 る可能性にすぎないとしても、そのような地震が引き起こし得る本件事故のような極めて甚大で取り返 的にでも正当化するために当時の認識を潤色して記憶を喚起するおそれもあるのであるから、 |時客観的に実際に存した事実関係や言動等が重視されるべきであって、以上の当裁判所の検討 (特定海域として) 六%程度の確率でMt八:二前 程度を超えていたと判断したものである。」 関係者の 後の しの は 口 地 顧 震が起き か 的 供述で か る観

#### 4 電と 国の責任関係

いて、 であ 特有の事情を含む本件に現れた諸事情を総合考慮するならば、 ろ、原子力発電所の設置・運営は、 おいて、 国においては、 しては考慮されるとしても、 償責任よりも限定された範囲にとどまると主張するが、そのことは、 東電と国の責任関係について、 ŋ 東電に福島第一原発の設置を許可し、 相当でないというべきである(不真正連帯債務) 国の立場が二次的・ 国の規制権限不行使の責任は二次的かつ補完的なものにとどまるから、 国がその推進政策を採用し、 補完的であることを根拠として、その責任の範囲を発生した損害の一部のみに限定する 原告らに対する損害賠償責任を限定する法律上の根拠に直ちになるわけではな 原子力の利用の一環として国家のエネルギー政策に深く関わる問題であ 次的 かつ最終的な責任を負うのは福島第 その後も許可を維持してきたものであった。このような原子力発電所に 原子力発電所に高い安全性を求めることを明示しつつ、 本件事故によって損害を被った者との対外的 相互間 の内部的な責任負担割合を決める事情と 原 国の損害賠償責任は、 発の設置 ・運営に当たっていた東 自らの責任 東電の損害 な関係に 我が L 電

ことは、

性から認められる。

両責任は連帯責任とされる。

換される)。また、 高 裁判断は、 東電の原賠法責任を認め、 国の過失を認める (結果回避可能性の立証責任は転換される)。権限不行使の違法性は被害の甚大 慰謝料判断の前提としての過失を認める (結果回避可能性の立証責任は転

# 1. 東電の七○九条責任

の関係者の責任を七一五条、あるいは七〇九条により認定しなければならない。 東電の不法行為責任がないとすることについて、 国賠責任の前提としても、 責任関係の明確化が必要であり、 個 々

るが、七一五条責任としても考察すべきと考えられる。執行部(東電役員と経済産業大臣)の監督責任と担当者(東 任を負わないとされる。この趣旨は被害者側の立証を軽減するためと考えられるが、被害者側が七〇九条要件を立証 のような特別法の支援は可能である)。」「責任集中として事業者のみが無過失責任を負い、施工者、原材料提供者は責 理由に挙げているのは適切ではないと考えられる(原賠法の支援規定が根拠とされるが、 電で長期評価を検討した者と保安院) し、責任を問うことは否定されないと考えられる。」七〇九条責任として法人の内部責任が明確にされうると考えられ 原賠法は事業者に無過失責任を課し、責任集中原則を規定し、求償権を制限する。 五条の規定より、七○九条責任が排除されるとする。ただし、仙台高裁判決が賠償措置の支援対象外のおそれを の責任を分けて考えなければならない)。 仙台高裁判決は原賠法三条、 原子力損害賠償支援機構法 四

「また、国賠一条との関係を考察しなければならない。仙台高裁判決、高松高裁判決共に国賠責任を認めるために、

責任であり、 原賠法の責任集中原則は当てはまらないと解すると考えられる。また、 れなければならない。」 為関係としての行為者の過失割合の認定が必要となる。また、 めに国賠責任の前提として東電の過失を判断する必要もないとも解されるが、 公務員の不作為の不法行為については、 規制権限行使が要請される対象者の不法行為の存在が前提とさ 国賠責任はあくまでも公務員の不法行為を前提とする 国賠責任と原賠法責任は別個の責任であるた 責任分担を考える場合には共同不法行

## 2. 東電の過失判断

負担 停止の事態、 源喪失が発生する可能性について自ら再検討するという姿勢が不足していたこと、さらに、 が発生する確率が十分に低いという安全審査指針の考えに捕らわれ、 容易に引き起こすという結果や、 しているため、 原発では設置許可申請書において過去に発生した津波ベースでの水位と発電所敷地の標高比較で津波対策評 東電自 の増加、 体が過失を認めている ③対策を実施することによる負担増等への懸念から、調査姿勢が消極的であったことなどの問題が ②設計基準を超えた状態が発生する可能性があることを認めることによる設置許可 ルブレイエ原発の浸水事象はこの津波対策評価に包絡されるとするだけで、溢水により全電源喪失を (福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン)。 「福島第一原発等日 実際にどのような対策が施されたかに着目してなかったこと、長時間の全電源喪失 福島第一原発等で同様の事態が生じた際の全電 ①追加対策によるコスト 0 )取消 しや長期 本 価を実施 あ 内 0)

阪経法論 87('22.9)

長期

評確

東電についても、

にされなかった」。

「原賠法の無過失責任・責任集中は責任者を不明確にするものでもある。

「認定された過失は東電の過失であり、

個々人の過失ではない。ここでは責任者が明

ただし慰謝料額判断の中で

である。」

誰か、 ればならない。 ければならない。また、そもそも事故防止のために経常的に誰がどのようなことを行っていたのか明らかにされなけ 価について自主的に検討したのか、保安院の要請により検討した結果、長期評価の信頼性を否定する判断をしたのが 根拠はあるのかについて具体的な判断責任者と最終的な責任者の組織的な問題と判断内容の問題が検討されな 自発的に事故防止が進められる組織であったのか、保安院などの命令を待って動く組織であったのか

### 3. 国の過失判断

ことの適切な立証はないとする(積極的な行動がなされなかったことから転換したと考えられる)。科学技術の利用に たとする。 文、 より得られる利益の大きさとの対比において、社会通念上容認できる水準であると一般に考えられる程度を超えてい 貞観津波知見、溢水事故知見等を考慮し、経済産業大臣の予見可能性を認めた上で、結果回避可能性がなかった 般的な知見、 長期評価作成、 国・東電の対応、各種評価、各種津波・浸水想定図、バックチェック対応、 関連論

うる(担当部署への具体的な指示が必要であったのではないか)。 さらに、長期評価を作成した部署 直接指示できたと解されうる 会の業務、東電との関係が問題とされなければならない(管理体制の明確化)。共同不法行為責任であり、東電の七〇九 条(七一五条)責任が前提と考えられるので、東電の具体的な責任関係の問題からも個々の公務員の過失も認定され このように経済産業大臣が規制権限を行使しなかった過失が認められるが、 (組織間関係の問題)。 前提として、保安院、原子力安全委員 (地震本部)も

また、

# 4 .題点を長期評価に絞ることについ

を把 うに述べ、 には生かされなかった。このような設置認可を受けた時点で立地問題はクリアしたとして、 て」では、 年に保安院から出された「原子力発電所の耐震安全性に係る信頼性の一 十分に検討しなかったことなど、 されるのであるが、今までの各所の原発事故を自分のこととして検討する態度、 本部の長期評価が出されたことに対する保安院の指導、 多くの下級審判決と同様にこの判決も長期評価に対する東電、 提し、 お互いの依存構造がもたらすものである(東電と国の関係については後述する)。 新たな知見の継続的情報収集などその反映の仕組みの必要性を述べ、確率論的安全評価の議論を進めるよ 自ら改善していくことを怠った会社、 地震観測の充実を図ること、 東電の基本的な姿勢、 調査研究推進体制の構築を述べるが、 行政の基本的な姿勢が問題なのである。これは官僚組 保安院の基本的な姿勢に問題がある。 東電の対応、それに対する保安院の対応の不適切さが問 国の対応の不適切さを過失とする。 層の向上を図るための今後の取り組みにつ 福島第一原発事故前の長期評 特に中越地震での事故について自ら その後の地震研 中越地震後、 直接的 織 0) 問題、 究の には 平成二一 価 の検討 ともあ 深化 問題と 地 震

### 几 最判令和四年六月一七日 (最高裁HP)

されていないふるさと喪失に対する慰謝料を認めることができるか、といった点について、いずれもこれを認めた下 かどうか、 による上告審。 )個別 の詳細な立証ではなく代表立証により共通損害の賠償を認めることができるか、 東電の上告については令和四年三月二日不受理とされ、「①中間指針を超える賠償がみとめられる ③ 中 間指針には示

級審

の判断」

が維持される)。

1

最高裁判決の事実把握の枠組み

- 原審の確定した事実関係についての最高裁の要約は以下である。
- (一) 福島第一原発の概要。
- (二)土木学会原子力土木委員会津波評価部会が平成一四年に作成した設計津波水位についての報告書。 地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成一四年に作成した三陸沖から房総沖の地震活動の長期評価文書(マ グニチュード八.二前後の地震の今後三○年内の発生確率が二○%、 五〇年内が三〇%)を公表。
- <u>四</u> 東電等に指示。原子力安全・保安院は、同月、東電を含む発電用原子炉施設の設置者等に対し、既設の発電用原 原子力安全委員会が平成一八年九月の安全審査において発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針を策定し、
- 五 長期評価に基づく津波の試算。 ずるのではなく、 土木学会に研究を委託した。 東電は平成二〇年四月に関連会社に津波評価を委託し、試算し、直ちに対策を講

子炉施設等について、上記指針に照らした耐震安全性の評価を実施するよう指示した。

- (六) 本件地震と事故。
- 七 本件事故以前の原子炉施設の津波対策のあり方は想定津波水位よりも高い立地、 防潮堤、 防波堤の設置
- 電気事業法三九条一項、 の設置等適切な措置)。 四〇条(事業用電気工作物の技術適合基準・命令)、経済産業省令四条一項 (防護施設
- 2. 最高裁の引用する原審判断

原審は、 要旨次のとおり判断し、 被上告人らの上告人に対する損害賠償請求の全部又は一部を認容すべきものとし

の間 事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東電に義務付けていれば、本件事故と同様の事故が発生しなかったであ 規制権限を行使しなかったことは、 ろうという関係があることが事実上推認されるというべきである。これらの事情等を考慮すると、経済産業大臣は、 そうすると、本件では、 された事故防止措置についての主張立証を果たしているのに対し、上告人は、その主張立証された措置を講じてい より、 た。 遅くとも平成一八年末までには上記の規制権限を行使すべきであったのであり、 も本件事故と同様の事故の発生が避けられなかったこと等の事実を相当の根拠、資料に基づき主張立証していない ることができた。そして、被上告人らは、 0) 経済産業大臣は、 因果関係も認められるから、上告人は、 遅くとも平成一四年末頃までには、 本件長期評価が公表された後、 経済産業大臣が、電気事業法四〇条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の 国家賠償法一条一項の適用上違法であって、 本件発電所に本件敷地の高さを超える高さの津波が到来することを予見す 経済産業大臣が予見することができた津波に関し、 同項に基づく損害賠償責任を免れない 東電に指示するなどしてこれに基づく津波の試算を行うことに この規制権限の不行使と本件事故と 同年末以降、 経済産業大臣が上記の 一定程度具体的に特定

#### 3 高裁判決

して、 るものであった。 浸水することが想定される場合、 本 価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるよう 件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、 津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東電に義務付けていた場合には、 したがって、 経済産業大臣が、 防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とす 本件長期評価を前提に、 津波により安全設備等が設置された原子炉 電気事業法四〇条に基づく規制権限を行使 施設 の敷地が 本件長

期評

九 りの 炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済 であるとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子 敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分 波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、 た防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。他方、 を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計され ける波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、 本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄 あるとした地震の規模は、津波マグニチュード八:二前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュー うな対策が講じられなければならなかったということはできない。ところが、本件長期評価が今後発生する可能性が ができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのよ 産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐこと の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえる。そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限 を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、 に設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。そして、 一であり、 領域に設定した上、 本件地震は、 平成一四年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、 本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。 本件敷地の海に面した東側及び南東側 本件事故以前において、 想定される津波による上記 上記断層モデル 当時考えられる最悪 本件試算は、 0) 前 の諸条件 面 K ま 津 į, お

た、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約二:六m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建

本件 事故と同 を防ぐための適切な措置を講ずることを東電に義務付け、 定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、 設計される防潮堤等は、 る。 が、 たがって、 推認されるというが、 あろうという関係を認めることはできないことになる。これに対し、 浸入し、 に伴って大量 産業大臣が、 入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。 規模の津波が本件発電所に到来しても、 屋付近の浸水深は、 お これらの事情に照らすと、 現実には、 敷地の高さを超えていたものの、 ては .様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。 本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥 上告人が、 本件長期評価を前提に、 の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、 本件津波 経済産業大臣が上記の規制権限を行使してい 最大で約 経済産業大臣が電気事業法四〇条に基づく規制権限を行使して津波による本件発電所の事故 以上に説示したとおり 本件敷地 0 到来に伴い、 五. 本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして 五. の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高 mに及んでいる。そして、 電気事業法四〇条に基づく規制権限を行使して、 東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、 本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなか 本件敷地 Ó 本件の事実関係の下に の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入して 東電がその義務を履行していたとしても、 れば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなか 本件試算津波の高さは、 本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸 原審は、 おいては、 本件では上記関係があることが事実 そのようにいうことはできな その大量の海水が主 本件敷 そうすると、 津波による本件発電 以上によれば、 地 0) 本件試算津 南東側 本件の事実関 本件津 一要建 前 仮に、 面 屋 所 13 0 0) お 経済 事 中 到 0 同 本 r V 伜 is を 0 来 故 た 7

国家賠償法

被上告人らに対し、

防ぐため

の適切な措置を講ずることを東電に義務付けなかったことを理由として、

条一項に基づく損害賠償責任を負うということはできない。

の発生が避けられなかったこと等の事実を相当の根拠、資料に基づき主張立証していない。そうすると、 最高裁の判旨をまとめると以下である。上告人は、その主張立証された措置を講じていても本件事故と同様の事故 本件では

経済産業大臣が、電気事業法四〇条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な

措置を講ずることを東電に義務付けていれば、 記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることは ものとなる可能性が高く、 防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、 蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということはできないとする。そして本件地震 ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高く、 技術適合基準命令としてとる可能性のある措置として、 とが事実上推認されるとする原審判断に対して、最高裁は事故以前の対応から長期評価に基づく事業用電気工作物の て大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高い。 の規模は長期評価の想定する規模よりはるかに大きかった。本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を 一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、 本件事故と同様の事故が発生しなかったであろうという関係があるこ 本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置い 長期評価の試算と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防 本件津波の到来に伴 他の対策が講じられた 経済産業大臣が上 た 0

# 4. 最高裁判決の問題点

上告理由についての判断であるために、 原告の主張が矮小化されているように見える。 原審は多方面から詳細

に判

執ると想定される措置によっても結果が生じたと考える。

推測される措置によっても防ぐことができないと判断し、 断していた。このことは以下に述べるように原審が立証責任を転換した点について、その意義を考慮せず、 真に重要な問題を考察しなかった (関係者の行動から責任 最高裁が

の所在を考察しなかった)ことから、そう考えられる。

#### (1) 立証問題

ない(不作為と結果の相当因果関係がない)、他の措置を講じる可能性がない (立証責任が転換されている)と高裁が判断したことに対して、最高裁は、国の執りうる結果回避措置を具体的に想定 損害はそれでも生じていたと判断する。最高裁は、想定される措置をしたとしても結果が生じたので因果関係が (東電) が適切な結果回避措置を取っていても損害が生じなかったことについての主張立証が尽くされてい (結果回避可能性がない) として、国が

ことが事実上推認されるものというべきである」とする 並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、 側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基 証する必要があり、 証責任は、 立 証責任転換については、最判平成四年一〇月二九日は、「行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、 本来、 原告が負うべきものと解されるが、 被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点がある 当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の 資料に基づき主張 立 立 進

阪経法論 87('22.9)

最高裁の想定する措置でも被害が

は、

原告の立証の機会を奪っていると考えられる

裁が立証責任を転換した点について、高裁認定事実から発電所側で執ったであろう措置を最高裁が想定したこと

(原告は他の措置をとる可能性、

高

の主張立証の機会を奪ったと考えられる。最高裁としては少なくとも差し戻すべきであった。

高裁認定事実から最高裁は想定措置を判断したのであるが、最高裁が事実認定の問題に介入したと考えられ、 立証責任を転換し、双方に適切な立証がないとしているのであるから、高裁認定事実で証明できたとするのであれ 減少した可能性を立証できたかもしれない)。最高裁は高裁の事実認定から判断できたとするかもしれないが、高裁は あらためて原告に反証の機会を与え、その点の主張立証を尽くさせる必要がある。立証責任を転換した事実について、

 $\widehat{2}$ たのではないか、被害減少の可能性はないのか、これらのことを明確にさせるべきではないのか 積極的な措置を講じようとしなかった者の責任は結果回避可能性がないことによって免れるの か、遠因があ

延の正当性、 ことをしたとしても結果が生じたことについての立証責任を転換すべきと判断したと考えられる。高裁が立証責任を 討が不十分であり、 転換しているのは、そもそも東電、 高 裁が結果回避可能性についての立証責任を転換したのは、東電と国が共に何をなすべきであったのかに関する検 また、想定される検討結果とそれに基づく対応では被害を防げなかったことを立証すべきということで 実際に検討・措置を後回しにしたことに対して、積極的に迅速に行動をしていない者に、すべ 保安院共に事故前の行動が不十分であるためであり、そのような者は自ら対応遅

予想しえなかったものであり、 最高裁は、 対応が不十分と考えられる者は自ら正当性を主張すべきであるのではないかという点が第二の問題である この点について、 責任はないとする。 長期評価の下で想定される対応方法では対処できない、 対策の遅れ等消極的な姿勢に対する責任は考慮しない 想定外の津波であり、 (伊方原 だれも

発最高裁判決)。

ある。

阪経法論 87('22.9)

てきたのか、JNESはどのように検討していたのか、過去の他の発電所事故においてはどのような対策が講じら 13 審査を通ったということでその後の対策を怠ってよいのかである。具体的に地震・津波問題はどの部署で検討されて ていたのかなど、多くの問題について積極的に検討課題を想定し、 任はないのかという点も問題となる。(地震頻発国であり、 .たのか、どのような検討がなされていたのかである。また、保安院も地震・津波についての検討をどのように行 そもそも長期評価による危険性の指摘がない場合でも、双方共に地震についての自発的検討を怠っていたことに責 中越地震の被害もあった)。東電については、 具体的な行動をチェックすべきではなかったの の際 0

をとる可能性は全くなかったのかが消極性の点から問題となる。 少しでも高い防波堤が設置されていた場合には被害が減少したのではないかという点も問題となる。そして他の措 また、この結果回避可能性がないという点について、想定される防波堤設置では被害が防ぎえなかったとされるが、

という点である

されれば、少しでも被害が減少したと考えられ、この点も積極的な行動をしなかった者に立証責任が転換されるべき にしなければならないため)。このことは伊方原発最高裁判決で述べられていることである。上からの指示で動く組織 であってはならず、 の担当者の行動が消極的な場合に立証責任が転換されるのは適切と考えられる 個 々の担当者の具体的になすべき行動から過失が判断されることになるのであるが、 担当組織自体に独立の権限が認められる組織でなければならない。また、 (担当者自らが具体的な行動を明ら 具体的な行動をなすべき直接 何らかの防潮堤が設

この理由で国に責任がないとされる場合には東電にも責任がないことになるのかも問題となる(少なくと

原発事

原賠法の免責事由は認定が厳しいとされ、

も慰謝料額判断の前提としての過失判断に影響を及ぼす)と共に、

である。

さらに、

故の国賠責任も同様に厳しく認定されないか問題となりうる。 天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるとき」という免責事由が問題とされ、東京地判平成二四年七月 東電の原賠法責任について「その損害が異常に巨大な 九

性がある。 れ、 業者による負担金支払いが電力料金安定のために制限される可能性があり、 活・国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合、 よる支援が必要となる。機構から援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払う。ただし、政府は、 限り責任が認められるが、そうすると原賠法の賠償額の上限に対しては特別措置法による原子力損害賠償支援機構に 相当の根拠が認められるというべきである」。このように解すると東電に対しては想定外でも想像を絶するものでな 定的に解釈し、 することにも一定の合理性が認められる。そうすると、同項ただし書における『異常に巨大な天災地変』を極めて限 助しか行われないかを定める要件としての意味を持つこととなったものであり、 負うものとして法律案要綱が作られた際に国が事業者に求償をすることができるか否かを定める要件として議 るという観点からは、 日判時二一七二号五七頁は、以下のように述べる。「『異常に巨大な天災地変』という要件は、 って電気の安定供給等に支障を来し、または利用者に著しい負担を及ぼす過大な負担金を定めることとなり、 被害者に対する救済には全く無関係なものとされていたが、最終的には、被害者に対し、 国賠責任も最終的には国民負担での責任となり、 人類がいまだかつて経験したことのない全く想像を絶するような事態に限られると解釈することにも 上記要件は、 一層限定的に解釈すべきであるとの見解もあり、 機構に対して必要な資金の交付を行うことができる。 想定外の責任を否定する判断との関係が問題となりうる 国民負担での賠償金の支払いとなる可能 同法の目的である被害者の保護を図 上記要件を極めて限定的に解釈 当初、 賠償が行われるか、 賠償責任は 負担金によ 国民生 救 事

、責任と補償は別とするのであるが、

責任を明確にし、

求償の問題まで立ち入るべきである)。

# 五 その他の原発問題に関する裁

#### 1. 事例検討

新基 差 正 準への対応の問題が 設置許可 取消、 争われ 運転停止を争う訴訟におい れる。 て、 立証責任 0 問 題、 違法性 判断 0) 蔄 題、 福 島第 原発事故後

0)

判断 当該 あり、 あり、 技術的な調査審議及び判断を基にしてされた行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきで 処分後の新たな知見が処分の違法に影響するとする。 月二七日判時一八一八号三頁の高裁判決に対して、 行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、 \$ 伊 んじ 0 原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議 方原発 過程に看過し難い過誤、 設置許 現在の科学技術水準に照らし、 ゅの設置許可無効を争った裁判において、 一号機設置許 可処分の取消訴訟における裁判所の審理、 可 取消についての最高裁判決 欠落があり、 右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、 被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、 右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである 平成一七年年五月三〇日判時一九〇九号八頁の最高裁は、 安全審査の明白な見落としを指摘して無効とした平成一 設置審査は災害が万が一にも生じないようにするため (平成四年一〇月二九 判断は、 原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門 日判時一 兀 四 号三七頁) は、 五年年 の審査 設置 ある 事後 被告 殿び 許 は で

す

七頁解説

は、

「(X) らが

〔我が国

の法令令上の〕

規制値

を超える放射線を被ばくする具体的危険があることを主張立証

志

対処可能であるから看過しがたい過誤欠落ではないとする

賀原子力発電所二号原子炉運転差止訴訟において、金沢地判平成一八年三月二四日判タ一二七七号三一

(平成二八年にもんじゅ

Ó

廃炉が決定する)。

Ď, 平成二二 されたと評価し、 た基準地震動を超える地震動を受ける具体的可能性があり、その場合には、Yが構築した多重防護による放射線や放 実上推認される』との見解 う経験則が本件にも当てはまることを再確認したものと考えられ、そうとすれば、特段目新しい説示ではない。 ない旨の反論・反証を容易になし得るはずであるのに、これをしない以上、その事実が存在する可能性が高い』とい き」と説示した。「『ある事実について、立証責任を負わない当事者が十分な知識や資料を保有し、 必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記……具体的危険……の存在を推認すべ 全員が上記許容限度を超える放射線を被ばくする蓋然性のある『周辺住民』に含まれるとした」。名古屋高裁金沢支判 全委員会の安全審査を経ているというだけでは反証として不十分であるから、Xらのなすべき具体的危険は立証 射性物質の外部漏洩阻止が機能せず、 口堰建設差止訴訟控訴審判決〕 る点のないことについて、 で、本判決は、 〔X〕らが許容限度を超える放射線を被ばくする具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点か べき」とした上で、「〔x〕らにおいて、〔Y〕の安全設計や安全管理の方法に不備があり、 〔Y〕において、〔X〕らが指摘する〔上記具体的危険〕が存在しないことについて、 年三月一八日判タ一三〇七号一八七頁では逆転される 先行公刊裁判例の多くが採用してきた、『事業者の側において、まず、当該原子炉施設の安全性に欠け 更に、 チェルノブイル原発事故に関する研究結果や市民団体が行った試算結果等をふまえて、 相当の根拠を示して立証しなければ、当該原子炉施設に安全性に欠ける点があることが事 (ほかにも、 がこの見解を採用している。)を採用しなかった」。「本件原子炉施設には、Yが想定し 周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする蓋然性があるとし、 例えば名古屋高判平一〇年一二月一七日判タ一〇一五号二五六頁〔長良川〕 (新耐震設計審査指針に基づくバックチェックで国が 具体的根拠を示し、 本件原子炉の運転により その事実が存在し 原子力安 かつ、 X S 血がな 他方 河

安全判断をしている)。

つ、「このような抽象的な可能性の域を出ない巨大地震を国の施策上むやみに考慮することは避けなければならない 浜岡 原発差止請求静岡地裁判決 (平成一九年一○月二六日)は想定東海地震を超える地震動の発生可能性を認めつ

とする。

査資料隠しの事実が発覚した 柏崎原発設置 一許可取消訴訟の最高裁判決 (伊方原発裁判における看過しがたい過誤欠落にあたるとされる)にもかかわらず、 (平成二一年四月二三日) は、 上告後の中 越 地震による故障発生、 審  $\Box$ 

頁。 六日に再稼働した三号機は七月四日原子力規制委員会の最終検査を完了した。平成三一年「一月二八日原子力規制委 員会は高浜発電所第一号機及び第二号機の工事計画の変更並びに高浜発電所第三号機及び第四号機の工事 原発は平成二九年「六月一六日 四号機が原子力規制委員会から最終的な検査の合格証を受け、営業運転に移行 地決二七年四月一四日判時二二九○号一三頁、高浜原発三・四号機の大津地決平成二八年三月九日判時二二九○号七 頭弁論が再開されず、法律審としての最高裁判断には影響しないとする。 一二月二四日判時二二九〇号二九頁で取り消され、大津決定は大阪高決平成二九年三月二八日で取り消される。 .規制委員会発足前の決定は認める―大飯原発についての福井地判平成二六年五月二一日判時二二二八号七二頁 福島第一原発事故後の他の原発の運転停止請求について、地裁段階で認める決定がいくつか見られることになった 福井決定は名古屋高裁金沢支判平成三〇年七月四日判時二四一三・二四一四合併号七一頁、 に 同意<sup>[9</sup> 福井地決平成二七年 の計 画 高浜 Ŧī.

0 一七年四月二二日判時二二九〇号一四七頁は停止請求を却下し 可能性が社会通念上容認できる程度にまで低ければ、 また、 地震、 津波だけでなく、 火山被害も対象とされ、 再稼働を認めてよいとする考え方」とされる)、福岡高宮崎支 停止請求を認める決定がある。 (「規制基準に高度の安全性を求めるのではなく、 Ш 内原発の鹿児島地決平 、事故 成

いて認可した」。令和三年四月二八日県知事が一、二号機の再稼働に

働、

再度停止請求、

令和二年一月一七日停止仮処分、

令和三年三月一八日広島高決再稼働容認。

平成二八年一号機、

平成三〇年二号機が廃炉。

もとに請求認容する(火山事象以外について新規制基準は合理的とする)。平成三〇年一〇月停止期限が切れ、 二一日も却下するが、その控訴審である広島高決平成二九年一二月一三日は原子力規制委員会の定める火山ガイドを 年六月一三日も却下する)。伊方原発についての広島地決平成二九年三月三〇日は却下し、松山地決平成二九年七月 決平成二八年四月六日判時二二九〇号九〇頁も同様に社会通念を基準として棄却する(玄海原発の佐賀地決平成二九 再稼

2 震災後の新基準対応の問題について、運転停止請求を認めない二つの判決の特徴

福井地決平成二七年一二月二四日判例時報二二九〇号二九頁は立証の問題述べると共に規制委員会の判断を

 $\widehat{1}$ 

について、 発電用原子炉施設の安全性に係る審査の特質に鑑みれば、発電用原子炉施設の安全性に欠けるところがあるか否か 尊重する決定である(以下引用)。 裁判所は、その安全性に関する原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理

権が侵害される具体的危険が肯認されるというべきである。 事故が起こる具体的な可能性が否定できないこととなり、よって、 といえるのであり、そのような場合には、 等に看過し難い過誤、 理な点があり、 判断するのが相当である。すなわち、原子力規制委員会における調査審議において用いられた具体的審査基準に不合 あるいは当該原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとした同委員会の調査審議及び判断 欠落があるときは、 当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあるといわざるを得ず、 当該原子炉施設の安全性に関する同委員会の判断に不合理な点があるもの 周辺住民の生命、 身体及び健康を基礎とする人格 の過程

すると、 る調

債務者において、

まず、

査に関する資料や科学的、

看過し難い

過誤や欠落の不存在を相当の根拠、

查審

|議に用いられた具体的審査基準の合理性並びに当該基準の適合性に係る調査審議及び判断の過程等における

資料に基づき主張疎明すべきであり、

原子力規制委員会の上記判断に不合理な点がないこと、

すなわち、

同委員会におけ

専門技術的知見は専ら発電用原子炉設置者である債務者側が保持していることなどを考慮

又は侵害される具体的危険について主張疎明すべき債権者らが負うべきものと解されるが、 というべきである。なお、原子力発電により電力会社が得られる経済的利益がいかに大きなものであったとしても 上無視し得る程度にまで管理されているか否かという観点から、 設がその具体的審査基準に適合するとした同委員会の調査審議及び判断の過程等に看過し難い 子力規制委員会における調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか、 設の有する危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されていることをいうと解すべきである。 許容される危険性の程度を緩和するのは相当ではないというべきである。 かについては、 福島原発事故等に伴って現実に生じた被害の甚大さや深刻さを踏まえるならば、ここでいう安全とは、 であるから、 を想定することはできないものであって、 たび起きれば、 また、 原子力規制委員会の安全性に関する判断に不合理な点があることの主張立証責任については、 科学技術を利用した発電用原子炉施設については、 絶対的安全性を要求することは相当ではない。しかしながら、 福島原発事故の経験等も踏まえた現在の科学技術水準に照らし、 放射性物質による人的な被害は時間的にも空間的にも拡大し、 何らかの程度の事故発生等の危険性は常に存在するといわざるを得ない 災害発生の危険が絶対にないという「絶対的安全性 あくまでも厳格に審理・ 発電用原子炉施設において重大な事故 当該原子炉施設の危険性が社会通念 深刻化するおそれがあり、 判断することが必要である 当該原子炉 過誤、 あるいは当該原子炉 欠落があるか したがって、 人格権 当該原子炉 施設の安全審 とり の侵害 わ 施 原 施

債務者が主張疎明を尽くさな

保安規定変更認可に係る判断に不合理な点が認められない限り、 び判断の過程等における看過し難い過誤や欠落の不存在について主張疎明を尽くしたのであれば、 おいて、 条の三の六第一項四号)、この審査が再稼働申請における審査の中核に位置付けられるものと解されるから、 構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がな と解するのが相当である。 債権者らの人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的危険があることについて主張疎明する必要がある 格権が侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである。他方、 場合には、 を尽くした場合には、本来、主張立証責任を負う債権者らにおいて、当該原子炉施設の安全性に欠けるところがあり いものとして新規制基準に適合するか否かが審査されるのであり(改正原子炉規制法四三条の三の八第二項、同法四三 設置変更許可に係る具体的審査基準である新規制基準の合理性並びに新規制基準の適合性に係る調査審議及 原子力規制委員会がした判断に不合理な点があるものとして、当該原子炉施設の周辺に居住する住民の人 なお、設置変更許可に当たっては、原子力規制委員会によって発電用原子炉施設の位置 上記具体的危険があることを事実上推認することは 債務者が上記の主張 工事計 画認可及び 債務者に

格権に基づく差止請求権の主張立証責任に鑑みれば、本件各原子力発電所が安全性の基準に適合しないことは、 るから、 めた安全性の基準に適合しないときは、原子炉等規制法の求める安全性を欠き、設置許可の要件を充足しないのであ めるとされる。「原子力発電所の安全性及びその審査に関する法制度によれば、原子力発電所が原子力規制委員会の定 大阪高決平成二九年三月二八日判時二三三四号一一三頁は以下のように判示し、関西電力の主張を全面 その運転により周辺住民等の生命、 身体及び健康を侵害する具体的危険があるというべきであるところ、 的 運転

できないというのが相当である。

抗

告人は、

性を欠くことにより、

本件各原子力発電所が安全性を欠くことを主張立証する必要がある。」

れる。 に基づいて主張立証すべきであり、 電所 変更の ときは、 合理性を欠き、 の求める安全性を欠き、 告人において、本件各原子力発電所が原子力規制委員会の定めた安全性の基準に適合することを、 のような本件各原子力発電所の安全性の審査に関する科学的 差止めを求める相手方らに主張立証責任がある。 の施設、 許可を取得 方、 相手方らにおいて、 抗告人において本件各原子力発電所が安全性の基準に適合することの主張立証を尽くしたと認められ 又は、 してい 機器等に関する資料や原子力規制委員会の安全性の審査に関する資料をすべて保有している。 本件各原子力発電所が安全性の基準に適合するとした原子力規制委員会の審査及び判 相手方らの生命、 るのであり、 原子力規制委員会の策定した安全性の基準自体が現在の科学的・技術的知見に照らして この主張立証が十分尽くされないときは、 安全性の基準に関する科学的 身体及び健康を侵害する具体的危険のあることが事実上推認されると解さ もっとも抗告人は、 技術的知見及び資料の保有状況に照らせば、 技術的知見を有するとともに、 本件各原子力発電所の設置者として、 本件各原子力発電所が原子炉等規制 相当の根 本件各原子力発 断が まず、 設置及び 資料 合 抗

(1) 地震に対する安全確保対策 (基準地震動策定) について

び 定する地震動」 Ė 断層モ Ō 1 В デ 原子力規制委員会の定めた安全性の基準 熊川 ルを用い の策定におい 断層及び上林川断層) た手法による地 て 地震発生状況や活断層 震動評価」 を選定した上、 につい (新規制基準) て 検討用地震ごとの の分布状況等を詳細に調 地域的 な特性を考慮し、 の要求を踏まえ、 「応答スペ 査 クトルに基づく地震動 分析して検討用地 不確かさを踏まえて、 「敷地ごとに震源を特定して策 震 F 耐震安全 評 価 0 及

13

お

r V

7

地

震ガイドの例示を参考として検討対象地震を選定し、

上記同様に、

地域的な特性を考慮し、

性を確保

ない

確認するための基準となる地震動

(基準地震動)

を策定し、「震源を特定せず策定する地震動」

不確かさを

の策定

ついて、

に適合していることを確認した。抗告人は、本件各原子力発電所の 地震動 (基準地震動) を策定した。原子力規制委員会は、 「基準地震動策定」に関する新規制基準適合性に 抗告人が行った基準地震動の策定が新規制基準

②地震に対する安全確保対策(耐震安全性)について

相当の根拠及び資料に基づいて疎明したものといえる。

とを確認した。抗告人は、本件各原子力発電所の 容値)を下回ることを確認した。また、その他の設計基準対象施設についても、 地震応答解析及び応力解析を行い、その結果得られた評価値が基準・規格等に基づいて定められている評価基準値 って耐震安全性を確認した。原子力規制委員会は、 箇所に及ぶ耐震補強工事を実施した上で、耐震重要施設である「安全上重要な設備」について、 抗告人は、新規制基準の施行を受けて新たな基準地震動を策定したことに伴い、耐震安全性を強化するため約八三〇 「耐震安全性」に関する新規制基準適合性について、相当の根拠及 本件各原子力発電所の耐震安全性が新規制基準に適合しているこ 耐震重要度に応じて、応力解析を行 基準地震動に対する 許

③津波に対する安全確保対策(基準津波策定)について

び資料に基づいて疎明したものといえる。

ションにより算出し、これらの津波の組合せの中から最も水位の影響が大きくなるケースを抽出し、 F O た結果一若狭海丘列付近断層 調査を実施した上、 の安全性に影響を及ぼすような既往津波の記録や痕跡は認められなかった。抗告人は、 抗告人は既往津波についての文献調査、 В 熊川断層と陸上地すべり(№14)の組み合せ」を水位変動量が最も大きくなる波源として選定し、 同調査結果等に基づき、 (福井県モデル) 津波堆積物調査等を実施したが、 地震、 と隠岐トラフ海底地すべり 海底及び陸上地すべり、 (エリアB) 天正地震を含めて、本件各原子力発電 火山等による津波水位を数値シミュ の組み合せ」及び「FO 海上音波探査や現地踏査等 津波計算を行 Α Ó

れらの判決において、

請求者の立証負担が軽減されるが、

危険性は社会通念を判断基準とする判断、

新 規制 抗告人は、 津波を策定した。原子力規制委員会は、抗告人が行った基準津波の策定が新規制基準に適合していることを確認した。 本件各原子力発電所の 「基準津波策定」 に関する新規制基準適合性について、 相当の根拠及び資料に基づ

④津波に対する安全確保対策 (津波に対する安全性) につい

7

いて疎明したものといえる。

認した。原子力規制委員会は、本件各原子力発電所の津波に対する安全性が新規制基準に適合していることを確認 た。抗告人は、 直接連絡している取水路等の経路から敷地に津波が流入しないこと、 抗告人は、 基準津波による遡上波が放水口側防潮堤等の設置された敷地に地上部から到達・流入しないこと、 本件各原子力発電所の 「津波に対する安全性」に関する新規制基準適合性について、 海水ポンプが安全機能を保持できること等を確 相当の根拠及び 海と

#### 3

資料に基づいて疎明したものといえる。

氏は伊方原発最高裁判決の な点があり、 での検討審査を妥当とする判断が出されている(社会通念による判断は被害の甚大性を隠蔽する可能性がある)。 あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門 「現在の科学技術水準に照らし、 右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理

阪経法論 87('22.9)

られる場合」、原子炉設置許可処分が違法となりうる判断を重視する。また、福島第一原発事故後停止判断が出てきた

基本的に各所の原発の安全性の基本的な改善はなされておらず、

審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い

過誤、

欠落があり、

被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認め

地震の規模によっては事故の危険性

ことについて、

1 一三頁)。

の後の のチェック方法が適切であるとする事業者の主張が認められる(大阪高決平成二九年三月二八日判時二三三四号 規制委員会創設後は新規制官庁の新基準に基づく指示と事業所の検討報告、 が かり、 裁判においても、 住民は以前とほぼ変わらない現状を不安と思い、 当初は改めて検討する必要性を認め、 的確な良識に基づき停止請求しているとする。 運転停止を認める判断がなされるのであるが、 それに対する規制官庁の了承という当時 しかし、 原子力 そ

会・ 断する組織 に住民側の組織も対等に尊重される制度でなければならない。多様な意見の検討が必要なのである。原子力規制委員 はなく、 は従前の組 年七月一四日毎日新聞)。新組織による新基準作成とそれに従った電力会社の措置と新組織の了承という経過によって 設定し、安易な結論を導いたと考えられ、 ていないと考えられる。 らの問題点 とする。 震補強工事を実施し、許容値を下回ることを確認し、 会の地震・津波についての新規制基準に合わせて、一定の評価方法を用いて、基準地震動・基準津波波を策定し、 すなわち、 規 制庁 下 新制度の意義 の独立性・自主性が尊重されていることとそのための住民の関与が前提問題である。 の組織自体の問題 からの組織にする、 織の問題が解決されておらず、同じことの繰り返しであり、 (事業者の内部組織の問題、監督官庁の組織の問題と併せて事業者と監督官庁の関係) 福島第一原発事故後に新たに複数部署を統合するために設置された環境省の外局である原子力規制委員 (統合した監督官庁を環境省下に置く、厳格な新基準を設定する)を重視するために、 具体的な判断についても様々な観点を検討することなく、迅速に新制度を設置し、 (各原発の電力会社の担当部署と直接検討する組織が必要である)と共に実際に検討 すなわち具体的な担当者の自主性、 両者の依存構造が明白な事例である(政府は再稼働を急ぐとする―令和 津波に対する安全性を確認し、 独立性を尊重する組織にしなければならないと共 事故を防ぐことはできない。上からの 規制委員会も適合性を確認した が十分に検討され 新基準を 従来か で 九

機関 から 考える際に、 響され 度から検査の重点を設定、 否をチェックする、いわゆるチェックリスト方式)。制度改正後:安全上重要なものに注力できる体系 届く仕組み 者自らに検査義務等を課し、規制機関の役割は事業者の取り組みを確認するものへ)。 正 の観点を取り入れた検査。 0) あることの明確化。 が検査、 前 原子力規制 運 のような制度改正なおいて、 ·評価を行い、次の検査などにフィードバック)。 第2 事業者の改善を促進しない体系 お墨付き主義に陥る懸念)。 る可能性 法令において、検査対象や検査時期が細かく決められている)。 (規制機関の全ての検査を一つの仕組みに一本化、検査の対象は、事業者の全ての安全活動)。 放金の以前との違いについては、 現場の実態を直接に確認する運用、 (事業者の検査対応部門を通じた図面、 制度改正前:事業者の全ての安全活動に目が行き届かない IJ 制度改正前:安全上重要なものに焦点を当てにくい体系 スク情報の活用や安全実績指標 新規制基準について、 制度改正後:事業者の責任を明確化することで、自らの改善を促進する体系 (事業者が安全を確保するという一義的責任を負っていることが 以下のように述べられる。 規制機関が必要とする情報等に自由にアクセスできる仕組みを効 兀 記録の確認、 各原発の事情に応じて現場との交流が必要となるが 現場の実態を確認する運用。 P 現場巡視が中心)。 の反映などを取り入れた体系、 制度改正後:規制機関 <del>\_</del> 事業者自らの改善活動を促 (重複のある複数かつ混み入った形 (あらかじめ決められた項 <u>-</u>: 制度改正前: 制度改正後 安全活動全てが監視対象で のチェ 事業者の視点に影 (検査官が 安全確保 ッ (安全上 不明 ク 進。 0 自 確 特に リス ~必要と が行 .. の Í 制 0 事業 一度改 視 重 の

点 要 滴 ク Z 能 制

住

民側の意見を尊重する制度が必要となる)、常時各原発および地域住民と交流する独立

|地方分室はこの役割を担うのか)。必ずしも現在の知見に依拠しない、

13

理

一論的な検討

(基準地震動、

基準津波波)

とそれに基づく改善実施を行い

実 な

住民側の意見など多様な知見の検討を行わ

の組

織が規制庁内

に必要であ

規制委員会に了承されることでは

践的にも不十分と考えられる(大規模な地震、津波、火山噴火による被害の可能性の存在が認められる)。社会通念を きである。また、そもそも電力自由化と再稼働問題の考察も必要となる。 基準にするのであれば、あくまでも最大限の事故を想定した上で被害がでない内容に関する地域の合意を前提とすべ

六 福島第一原発事故の責任の考え方ー 東電と国の相互関係、 東電・国の双方の組織 の問 題

応の遅れの原因である。 本的な姿勢の問題であり、 と)から、 の問題を明らかにしなければならない。そのために当時、 最高裁判決の疑問点(原告に立証を尽くさせなかったこと、対応が不十分と思われる組織の立証責任を軽減したこ 責任の所在が不明確なままとなった(長期評価対応に問題を絞ることも同様に問題である)。 再稼働問題においても従前の組織形態と本質的に同様である点が問題となる。従って、 今までの他所の原発事故を自己のものとして考察してこなかったことが遠因と思われ、 誰が担当者であり、 責任者であるのか、その行動に責任を 東電・国の基 対

は対応遅延責任が課されたものの、 策もあり、 れが明らかとなったのちも対応の遅れがあり、 この問題は公害問題においても問題であった。大気汚染、 責任関係は明確ではなかった(水俣事件においては企業に対しては無過失責任を課す判決があり、 損害賠償については金融支援がなされ、企業も分社化により、存続が図られる)。 企業・国に一定の責任が課されたものの、その後の環境規制、 工場廃液の排出など、健康被害が生じる可能性があり、 被害者対 国・県に そ

課しうるのかなどが明確にされなければならない。

1. 誰が行動すべきか、誰が責任を負うべきであるのか

償責任が問題とされ、過失が認められた(東京地判令和四年七月一三日)。 <sup>(3)</sup> のみが認められることになった。また、 東京地判令和元年九月一九日判例時報二四三一:二四三二合併号五頁)。さらに、株主代表訴訟では、執行部の損害賠 最 高裁において東電の上告が受理されず、 刑事裁判では執行部の運転停止義務が問題とされ、 国の責任が否定されたために、結果的に東電の法人責任 予見可能性が否定された (原賠法責任

民事責任は法人過失、 関係はどのようなものであるのか等、 題とし、 の点について、誰が責任の中心であるのか。 具体的な担当者の行動を明確にしない。 刑事責任は執行部責任、 当時の双方の具体的な対応が問題とされなければならない。 国賠責任は法人責任、 これが重要な問題である。 積極的に行動しなかったことは東電と国の両者であるのか、 株主代表訴訟は代表者・執行部の責任のみを問 諸裁判に 両者の て、

国の を認定するのみで具体的な担当者の過失は認定しなかった。 民事高裁判決は慰謝料判断 規制権限不行使の過失 組織の問題である。問題は個々の担当者が事故まで何をしてきたのかである。 国としてなすべきことをなさなかったとする。 (結果回避可能性については立証責任を転換する) の際の東電の過失(結果回避可能性については立証責任を転換する)を法人の過失とし、 指示しなかった者の責任を問題とするが、 即ち、 長期評価から法人としてなすべきことをなさなか を通産大臣の過失として抽象的な過失 指示がなければ動 か

## (1) 東電の民事責任

るべきである。それにより責任関係を明確にすべきである。 者の七〇九条責任、使用者・代理監督者 東電 の責任については原賠法ではなく、 (使用者に代わって事業を監督する地位にある者) の七一五条責任が問 七一 五条責任が問 われるべきであり、 法人の七〇九条責任ではなく、 担当 われ

も目的とする 原賠法は一 (「不測の事態における巨額の賠償負担に対して国が積極的に助成することを明確にすることによって、 民法の特別法として過失責任主義を修正する、二: 被害者のための賠償確保と並んで、事業者の保護

事業者に予測可能性を与え、もって原子力事業の健全な発展を促進する))、三:多くの原子力損害賠償制度は、

償措置によって填補されない損害について国が補償する制度であり 強制とは、 制度であり、 ①賠償責任の厳格化とは、無過失責任によって、原子力事業者の責任免除事由を通常の不可抗力よりも大幅に限定し、 償責任の厳格化、 ある」。 二〇一一年、原子力損害賠償支援機構法が成立した。 国家的推進)、⑤賠償責任金額の限定とは、一定金額以上の損害について、 定した地位に置く 被害者の立証を容易にする制度であり、②責任集中とは、賠償責任を原子力事業者に集中し、 原子力事業者に賠償責任保険の締結、 被害者の請求の相手方の認識を容易にし、原子力事業者と取引関係者 ②賠償責任の集中、③損害賠償措置の強制、 (賠償請求・求償請求を免れる) ことであり、原子力産業の地位の安定を図る。 供託その他の措置を強制する制度であり、 ④国家補償、⑤賠償責任金額の限定を特色としていた。 (次の時代の新しいエネルギー 原子力事業者の賠償責任を免除する制度で (原料提供者、 ④国家補償とは、 求償権行使を制限する ③損害賠償措置 建設業者等)を安 源の開発に対する 損害賠

#### (2) 国賠責任

者の扱いが異なる。公務員の公権力の行使の際の不法行為について、 合には公務員の個人責任は問われないとされる。また、国等から公務員への求償も重過失の場合に制限される。 前提とすると解される(担当公務員と東電担当者の共同不法行為責任)。「使用者責任と国賠責任では直接の不法行為 玉 ・賠責任はそもそも公務員の不法行為責任を前提とするのであるが、この事例では、 国・公共団体に国家賠償責任が生じる。 東電担当者の不法行為責任も 場

であり、 為を行うことは念頭に置かれていないと考えられる。 の七〇九条責任は議論されない のであろう)。このように国家賠償責任の根拠は、厳格な業務体系の実行者としての公務員の不法行為に対する責任 代位責任と考えることができ、そのために公務員自身は対外的には責任を負わない。 (業務体系が厳格である公務について公務員の行為を前提としない責任が考えられな したがって求償も公務員が重過失である場合に限定される」。 公務員が故意に不法行

# (3) 東電執行部の刑事責任

る<sup>29</sup> 見可能性と結果回避可能性を要求し、 | 九年六月代表取締役副社長)、∑(平成二○年六月代表取締役会長)の過失致死傷罪を問う。 《平成二二年六月代表取締役副社長、 刑事責任は、 運転停止措置を取らなかったことに対してであり、 原子力・立地本部本部長)、 長期評価の信頼性から当時、 Y2 当時の運転停止措置に関する責任者である役員Y3 運転停止措置をとるための予見可能性はないとす (平成一七年六月原子力・立地本部本部長、 人身被害についての 平成 予

# (4) 東電執行部の会社に対する責任

断、 を持ち、 地判令和四年七月一三日(31) 株主代表訴訟は被害を防止せず、会社に損害を与えたことに対する取締役の行為義務違反の認定を要求する。 その後の武黒原子力・立地本部長、 土木学会検討を待つ。これは津波評価を担当する東電土木調査グループ報告に反する独自判断)・ は、 長期評価が出た当初の東電原子力・立地本部副本部長の武藤決定 小森原子力・立地本部副本部長がそのまま放置したこと、 (科学的信頼性に疑義 長期評 [価当時 不作為判 の

俣代表取締役会長、清水代表取締役社長の武藤決定に対する監督責任を認める。そして長期評価については、

有力な

抗により妥協したに過ぎない」。

異論が存在し(付加体説)、津波評価技術の設定区域が設けられず、地震本部自体が信頼性をCとし、中央防災会議専 門調査会にも地方公共団体の防災対策にも取り込まれず、保安院も安全審査に反映させる必要を感じていない、JN

とし、これを説明したところ、保安院は、異議を述べなかったというのであり、問題意識を持ちながらも、 ESが女川原原発のクロスチェックに反映されなかったことは、信頼性がないことを意味しないとする。 保安院は「東電は、土木学会で確率論的津波ハザード解析に関する研究を行う中で長期評価の見解を取り扱うこと 東電の抵

などの高所設置等による回避可能性が認められるとする。 ドライコンセプト工事をしなかったこと、それ以外の措置を取らなかったこと、水密化しなかったこと、 重要設備

機動的・自主的に判断する組織がなかったことが問題であり、双方の依存性から迅速に対応する組織を形成しなかっ たことが問題である いずれも組織のシステムを上からのシステムとして法人責任、執行部の責任を問題とする。対策の遅れについては、 (多様な意見を取り入れる組織でなければならない)。

#### 2. 組織問題

 $\widehat{1}$ 

# (a) 国会事故調查委員会報告書(以下引用)

受け、 九七五年時点での原子力開発本部の体制は下記のようになっており、こうした本店主導の組織のバックアップを 原子力建設部:工事計画、 現地発電所の建設と運営は進められていた。原子力保安部:保安に関わる総合方針樹立、 設計、 工程管理、原子力本部内事務業務、対外PR。原子力管理部:完成した原子力 各部門への審査、 助

再編、 改編前は総務、 たが、 発 運 法規等諸 全部を所属させた。 は原子力・立地本部の所属となった。二〇〇四年七月一日には、 力関係組織の大規模な再編が行われた。 転管理や設備保全業務に関する一貫した権限を有する 電所の 四号機、 技術統括部を設置、 「品質保証と安全管理の一層の充実」 運営、 調査。 広報、 Ŧi. 原子力開発研究所:原子力発電に関する技術・経済性調査、 原子力要員養成訓練計 改編の 六号機に各一名、 品質・安全、 目的は 同格位で品質・安全監理の責任者としてユニット所長を設置し、その下に運転管理部 「自主保安監理体制の確立」である。 技術、 合計二名配置され 画 従来は社長直属で立地地域本部、 発電、 保安計画·管理。 を目的に、 第一保全、 三組織を統合、 (原子力発電所長の下で)。 (従って運転管理部、 核燃料部:核燃料に関する方針計 第二保全、 当時運転していた三原子力発電所の組織も 社長直属で原子力・立地本部となる。 の七部体制だったが、 福島第一原子力発電所の場合、 原子力本部、 研究開発。 保全部はそれぞれ第一、 各原子力発電所が並立し 二〇〇四年六月二五 画 技術、 0 樹立、 発電、 第二が存在 ユニット 技術、 再編した。 各発電 保全部を 経済 -所長 7 原子 保

た その一方で、 力重要リスク管理表」がそれぞれ管理及び参照されている。 リスクを把握する会議体として、「リスク管理委員会」があり、 る黒幕のような経営を続けてきた。そのため、 東電がそうした行動に出た背景には、 東電は、 原子力リスク管理会議」 エネルギー政策や原子力規制に強い影響力を行使しながらも、 原子力技術に関する情報の格差を武器に、 がある。 IJ 東電のリスクマネジメントのゆがみを指摘することができる。 スク管理委員会では「 東電のガバナンスは、 電事連等を介して規制を骨抜きにする試みを続けてきた。 原子力重要リスク管理表」は各原子力関連部署が IJ その下部の会議として、 スクマップ」が、 自律性と責任感が希薄で、 自らは矢面に立たず、 原子力リスク管理会議で 原子力部門のリ 役所に責任を転嫁す 官僚的であったが スクに特 東電には全社 は 原子 花 1) Ź

クを抽出

Ļ

原子力・

立地本部で取りまとめられ、

その

中から特に経営課題として重要なものが

1)

、スクマ

ツ

Ť

に抽

営で管理すべき重要リスク管理表」が用いられている。これは、六部門(原子力、火力、電力流通、販売営業: 出される。 企画・管理)の各リスク管理会議で検討されたリスクから、「経営で管理すべき重要リスク」を抽出する 東電では、経営上のリスクを検討する上で、「リスク管理委員会」で作成された「リスクマップ」と「経 グル

ことによって作成されるものである。原子力に関連するリスクは、「リスク管理委員会」の下部会議体である「

要リスク管理表」を用いて、リスクの把握と検討が行われている。 デントの起因事象として扱われていないという特徴がある。例えば、リスクマップ及び原子力重要リスク管理表にお リスクは、もっぱら原子炉の稼働率の低下、社会的信用の喪失をもたらす要因として捉えられており、シビアアクシ 部長代理、 力リスク管理会議」で管理検討が行われる。その主要メンバーは、 いて「自然災害」が挙げられているものの、シビアアクシデントの起因事象ではなく、規制化やプラント停止のリス 発電所の安全品質担当副所長である。当該会議では、各部が作成する「原子力・立地本部で管理すべき重 原子力・立地本部長、 東電原子力部門では、会議及び管理表で扱われる 副本部長、各部の部長及び

ク要因として捉えられている。

また、平成二二(二○一○)年一○月に新規シナリオとして「規制強化」が挙げられているが、これも同様に法規制 長期停止がリスクとして捉えられていたことがうかがえる。 る需給逼迫」などがリスクシナリオの帰結として挙げられており、 により原子炉を停止しなければならない可能性から、設備稼働率の低下リスクとして認識されている。原子力重要リ スク管理表では、事故の起因事象となり得る事象であっても、「プラントの長期停止」「社会的な信用失墜」「停止によ いった要因で整理されており、「原子力部門のリスク=原子炉が長期間に渡って停止するリスク」と定義されている。 原子力重要リスク管理表」に記載されるリスクは、社会信頼の失墜、 事故そのものではなく、原発稼働率の阻害要因 稼働率の低下、原子燃料サイクルへの阻害と

原子

ない」という回答があった。また、「『津波』など、シビアアクシデントの起因事象そのものが挙げられていない 原子力の「安全はライン業務の中でしっかりと担保するべきものであり、 このように、シビアアクシデント自体がリスクとして扱われない理由として、原子力・立地本部からは、 問題ない」という意見も聞かれた。 また大前提であるため、 管理表に記載され 主として、 わ

視点に欠ける。 原子力リスク管理会議の把握するリスクが原子炉の稼働率の低下、 縦割り組織 (本社側 の組織と発電所側の組織)、 情報非公開の問題も指摘されている。 社会的信用の喪失をもたらす要因であり、

ではなく、

#### (b) 東電事故調の報告書

潟県中 施計 さらに 翌二〇〇八年九月四日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項 中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項 報告などを求める指示「新潟県中越沖地震を踏まえた対応について」が出され、一二月二七日に保安院から「新潟県 訂され ①地 画 越沖地震」から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映し、 書の提出が指示され、二○○七年七月一六日に「新潟県中越沖地震」が発生し、二○日に経済産業省から、 『震対策について以下のように述べる。二○○六年九月に「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」 (新耐震指針)、保安院から新耐震指針に照らした耐震安全性評価の実施 耐震安全性評価の実施計画の見直し結果の (中間取りまとめ) について」が発出され (「耐震バックチェック」) と、その が改

が限定される。

解析などにおいては、

器などの手配調整が必要となる。

地下探査や海上音波探査ともに特殊な機材を使用する調査であり、

モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要

ついて」として指示が出された。

地質調査にあたっては、

住民の方々へ

の説明や理解の期間

調査に必要な船舶

実施可能な機

論

日には、原子力安全委員会が評価の妥当性を確認し、その旨が公表されている。

た。その結果、「新潟県中越沖地震」による被害の対策の教訓 し、福島第一五号機と福島第二四号機を代表プラントとした中間報告書は二〇〇八年三月に提出した。これに対して、 一〇〇九年七月一五日に保安院での審議を終了し、同年七月二一日に評価は妥当との見解が示された。同年一一月一九 すべての電気事業者が原子力安全・保安院の指示で一斉に動き出したために、対応できる技術者が不足し や耐震バックチェックの中間報告への対応に時間を要

可欠な「波源モデル」も示していなかった。二〇〇八年に当社は、 生する可能性があるという。ただし、今回のような複数の領域が連動した大規模地震は想定せず、 見解」)を公表した。有史以来大きな地震が発生していない領域 が、三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでも地震が発生する可能性があるという地震の長期評価 準となる「津波評価技術」が土木学会から刊行された。二○○二年七月に国の「地震調査研究推進本部」(地震本部) られることも記載している。二〇〇二年二月、原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めたものとしては唯一の基 阿部壽氏らの論文などを踏まえ、「貞観津波」(八六九年)は「慶長三陸津波」(一六一一年)を上回らなかったと考え よりも大きかったこと、津波による水位の上昇、下降に対する発電所の安全性は確保されていること、文献調査から 二原子力発電所における歴史上最大の津波は一九六〇年の「チリ地震津波」であり、「慶長三陸津波」(一六一一年) 審査における津波安全性評価内容を基に改めて既設発電所の津波に対 する安全性評価を実施するよう、国から指示が ②津波への備えについて以下のように述べる。一九九三年一〇月、「北海道南西沖地震津波」を踏まえ、最新の安全 一九九四年三月、福島第一及び福島第二原子力発電所の津波に対する安全性評価結果報告書を国へ提出した。 簡易予測式による津波水位が相対的に大きかった津波について数値解析した結果、 (福島県沖の海溝沿い)でもM八. 二前後の地震が発 耐震バックチェックにおいて、 福島第一及び福島第 (以下「地震本部 地震本部の見解を 津波評価に必要不

策について二〇〇八年六月、

七月に武藤栄原子力

立地本部副本部長

**当** ]時)、

吉

田昌郎原子力設備管理部長

当

時

福島第一原発事故における組織責任の考え方について けた。 号機側 波堆 は標高四 る津 所の 法人産業技術総合研究所 震本部 月に さが算出された。 書をとりまとめ 0 具体的にどのように扱うかを検討するための参考として、 会で発表した。 波源モデルの 想定される地震規模 波 積 取 試 論文の中で提案されている二つの波源モデル案を用いた試し計算を実施した。 日本海溝 物 の影響 水 の見解 0) 調査 É Ì し計算に使用した波源モデル案とは整合しない点があることから、 m せ、 前 一要建屋敷地南側 程度まで貞観津波による津波堆積 面で 0) 0) 社内では、 湯合、 結果につい 有無を調査するため、 津波評価を行うため は反映されず、 ・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」を設置し、 また、 O P 日本海溝沿 福島第一 福島県沿岸等の津波堆積物調査 +七: (当時) (M 八: 二) ては、 三陸沖海溝沿 の浸水高は最大で一 八 m 検討の俎上にも上っていない。「貞観津波」については、二〇〇八年一〇月に 原子力発電所の取水口前面で、 の佐竹健治 につい の具体的 とも合致しないが、 八 当社は福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。 13 ては、三陸沖の地震は想定しているものの、福島県沖 九 m 年一 0) 波源モデルを福島県沖海溝沿 物を確認したが、 な波源モデルの策定について土木学会へ審議を依頼 氏から八六九年の貞観津波に関する投稿準備中 月に論文として投稿し、 (満潮位の考慮方法を変更するとO.P. Ŧi. 七 m の津波の高さが得られた。 福島サイトに最も厳しくなる の実施を計画した。二〇〇九年六月、「地震本 仮想的な試し計算を実施した。 南 津波水位は最大〇. P. 部 (富岡 同年 13 ( 二〇〇六年一月に被害想定に 関する 五月に日本地球惑星 さらなる調査 0) 13 波源モデルとして試し計算し、 わき) 中央防災会議は、 福島第一、 + 八: では津波堆 + 七: 「明治三陸沖地震」 波源モデ 四 八 研究が必要と考えた。 の論文につい 一房総沖に m m \_ 1 科学連合二〇一 積物を確認できな 福島第二原子力 九 ルが定まっておら 二〇〇三年 貞観 部 福島県北 m  $\widehat{\mathbf{M}}$ の見解 て提供を受 地震 独立 ての 0 八 津 津 -波対 波高 一行政 1

0

地

兀

大

こでも発生する可能性がある』との見解を基に、明治三陸沖津波を福島県沖に置き換えて津波伝播を解析し、 を計算し、 していた。 や貞観津波の投稿予定の論文を踏まえ、独自に津波高さを試算し、津波堆積物調査を実施して成果を国際学会に報告 東電の津波対策についての評価は、以下のように述べられる。「東電は、土木学会の津波評価の手順に従 しかしながら、 規制機関からの要求に従いプラントへの影響を評価して報告していた。さらに、 東電は、 『明治三陸沖津波と同様の津波は、 三陸沖北部海溝寄りから房総沖海溝寄りで、 東電は、 地震本部 い津波高さ の見解

としては指示に従い、できる範囲のことを行っていたとする。

東電は一五:七mの津波の可能性を認識しつつ、地震津波測定の不明確さのために検討時間がかかっていたとし、東電

さを超える結果を得たにもかかわらず、土木学会への検討依頼やそれに基づく対策の検討にとどまっており、 る溢水リスクを認識していた点と合わせ、安全に対する深層防護の考え方に沿った対策を怠っていた」。

### (c) その他の問題

となった)。 ったが、海水をくみ上げることができず、海抜一○mまで掘り下げられ、設置された(その結果津波が飲み込むこと 設置の際の問題も指摘されている。「GEが設計、建設、試運転から営業運転開始まで全責任を負い、 運転員教育訓練費まで含むとするターン・キー契約方式で原発を建設した」。建設予定地は海抜三五 しかも燃料調

ルディングカンパニー制に移行する方針を示した。」「二〇一二年九月原子力改革監視委員会が設置される。 安全改革プラン』の策定と実行」。「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき策定した、『新・総合特別事業計 除き再任なし)、社外取締役中心の取締役会、指名委員会等設置会社への移行、 直轄の内部規制組織として原子力安全監視室を設置し、 めに、『発電』、『送配電』、『小売』の各事業に対するライセンス制が導入される本年四月一日に会社分割を行い、 (二○一四年一月政府認定)』において、電力システム改革を先取りし企業価値を高め福島の再生の加速につなげるた 震災後の東電の組織変更は以下のとおりである。「原発事故を受けて、事故当時の取締役・監査役の総退任 執行側の原子力事業の運営を独立かつ直接的に評価する 原子力改革監視委員会設置 「原子力 部を

十分なコミュニケーションがで

0)

基本方針の提言を行い』、『福島第一で発生したネズミによる停電事故への対応等、

(約三○名)し』、『SC室は、原子力部門の情報を中心に収集し、経営層や原子力部門に対して具体的な情報発信

を設置し、

R C

(リスクコミュニケーター)

を順次任用

置

月一〇日にSC室

(ソーシャルコミュニケーション室)

織を改編』する。」

S)に倣い、指揮命令系統の明確化、 きていない事案を分析し、同様の問題が生じないよう、コミュニケーションの徹底を図」り、「米国緊急時組織 情報共有の効率化等を改善するよう、発電所および本店の原子力防災緊急時組 Ĩ

### (2) 行政機関

# (a) 国会事故調査委員会の報告書(以下引用)

制機関の組織的問題点は「独立性の欠如」「透明性の欠如」「専門性の欠如」に集約される。 等のリスクが指摘されても具体的な対策が講じられてこなかったことが明らかになった。このような事態を招いた規 原子力規制行政において、規制機関と事業者の不透明な関係によって、安全規制が実効的に定められず、自然災害

に、安全性評価能力の育成が不十分であったため、事業者から独立して適切な規制を行うことができないという悪循 炉の稼働率にまで影響することを避けるために、リスクに関する情報を操作、隠ぺいしてきた(透明性の欠如)。さら 環が生じた れる(独立性の欠如)。周辺住民、国民、国際社会が安全に対して疑問を抱き、原子力利用の推進に障害が生じ、既設 合にも組織の利益を優先するために「安全」を宣伝し、原子力利用推進体制を守るという役割を担っていたと考えら 原子力の利用の推進という政策目標を受け、規制機関である保安院は必ずしもみずからは技術的に納得できない場 (専門性の欠如)。

される。保安院は原子力災害対策本部事務局に指定されていながら、実際の緊急時と想定した実効的な備えをほとん とを示した。これらの組織における問題点として、一規制機関の緊急時対応能力の欠如」「縦割り行政の弊害」が指摘 本事故において、 規制機関である保安院及びこれを監視する安全委員会が機能不全に陥り、 対応に不備が生じたこ 変革がおきるのは平成七

(一九九五)

年のもんじゅの

ナトリウム漏えい事故と平成一一

(一九九九)

年のJCO事故

強調された。

しかし、

日本では推進と規制の分離は重要視されることがなかった。

組みが強化され、

推進機関と規制機関の分離の

日本の原子力行政におけ

る組

その後、 昭和五四

昭和六一(一九八六)

年のチ

ル

(一九七九) 年からは規制

0)

貫化

ブイリ事故をきっかけにIAEAにおいて原子力安全への取り

のためにエネ庁が実用炉の推進・規制行政を一手に担うこととなった。 会の設置によって規制行政機関に対する監視機能を強化するとともに、

ど行ってこなかった。そのことが、本事故による被害を拡大したと考えられる 本の場合、 保安院は経産省の外局であるエネ庁の 「特別の機関」として位置付けられており、

三五 の原子力船「むつ」の事故の反省から、いわゆる有澤行政懇談会の報告を受け、 オイルショックをきっかけとしてエネ庁が設立され、 産省」という)という分担の下、 調整することが慣習となっており、 技庁原子力局が推進と規制の 昭和三一(一九五六)年に設置された内閣府原子力委員会 在することは、 性はない。 ずれも真剣に検討されることはなく、改革に結び付くことはなかった。 歴史的経緯を見ると、原子力政策が始まった当初から、 (一九六〇) 年の日本初の実用炉の開発に向けて、 原子力利用推進を担うエネ庁との人事交流などもあり、 かねて内外の専門家等により指摘され、過去において国会審議の場で何度も疑問が投げ掛けられたが、 両方の機能を兼ね備えていた。また、 原子力発電事業の推進は通産省の下で推進されてきた。昭和四八(一九七三) 原子力委員会と事業者は密接な連携の下、 原子力利用推進行政が移管されるが、 試験研究炉は科技庁、 日本においては、 (以下「原子力委員会」という)と、 この当時から規制の適用前には必ず電力事業者と 実質的な独立性は欠如していた。ここに問 原子力の推進と規制は一体化されてお 実用炉は通商産業省 原子力の推進に取り組んできた。 昭和五三(一九七八)年に安全委員 昭和四九 同年に設置された科 人事、 (当時。 (一九七四) 以下 (i) 昭 年 诵 伏 0 和 7

来の官僚組織のローテーションの中で当然のように行われ、

保安院の多くの職員はエネ庁や文科省などの原子力利用推進機関から移籍しており、それらの機関との人材交流も従

実質的な独立性も確保されなかった。

院は、 能が働いていることなどの説明が政府側からなされたために、 推進機関からの独立性がないことが問題視されたものの、以前よりも独立性が強まること、安全委員会による監視機 が立て続けに起きでからである。 エネ庁から規制の役割を分離することを目的に、エネ庁の「特別の機関」として保安院が設置された。 原子力の推進を担う経産省の管轄下に置かれ、予算と人事権は同省が掌握した。このことから、 まず科技庁が解体され、 再処理などの規制が科技庁から通産省に一元化され、 独立性の欠如の指摘は退けられた。しかし実際には、 国会にお しかし、

ったのは昭和五三(一九七八)年の設置以来、平成一四(二〇〇二)年一〇月二八日の東電などの不正問題を受けた ては極めて軽視されていた。安全委員会がその権限を行使し、内閣総理大臣を通して経済産業大臣に対 者に対する調査権や罰則権限等はなく、 るため専門性は培われず、 産省出身者等で占められ、 ているため、 る内閣総理大臣を通した勧告権を有していた。また、安全委員会は国会の同意を経て任命される委員により構成され となるような規制の導入を行わないなど、推進行政からの独立性が欠如しており、本来の役割を果たしていなかった。 安全委員会は昭和四九(一九七四)年の原子力船「むつ」の事故をきっかけに、 安全規制をダブルチェックする機能や規制の政策を審議・決定する機能が付与された。 安全委員会は保安院の規制行政をチェックする役割を期待されていたが、その実態は原子力利用推進の障害 形式上は一定の独立性を保有しているように見えた。しかしながら、安全委員会の事務局は文科省や経 規制機関を実効的に監督するような能力を保有していなかった。さらに、 通常の官僚組織のローテーションの中で人材交流が行われていた。 監視する対象であるはずの保安院から指示を受けるなど、 昭和五三(一九七八)年に設置さ 加えて、規制機関に対す 職員は数年で入れ替わ 実際の運用に 規制機関 して勧告を行

られている)。 規制機関を監視し、 |原子力安全の信頼の回復に関する勧告|| ただ一回だけであるが、その他に多数の原子力事故・事件は発生しており、 事故を未然に防止する役割は全く果たせていなかったといえる(国際基準の防護措置導入も見送

計上、 も規制機関に対する監視・監督機能を果たしている。 他国と比較しても、 諸外国と比較して独立性が軽視されてきたことは明らかであり、 規制機関と推進機関が同じ省庁に管轄されている国は日本以外になく、 日本の規制機関、 このことも安全規制の不備を招 及び規制機関を監視・監督する機関の組 多くの国では、 いた一 0 0)

因と考えられる。

分散されていた。 安全)、核拡散防止 労働安全衛生法、 発散処罰法に基づくセキュリティが原子力委員会、原子力安全委員会、文科省、経産省、外務省、 透明性の欠如、 RI法に基づく事業・物質の安全規制、 専門性の欠如、 (外為法、貿易管理令、 縦割り行政も指摘されている。 輸出令に基づく輸出入管理、 放射線障害防止の技術的基準に関する法律に基づく放射線 縦割り行政として、安全規制 炉規法に基づく保障措置)、炉規法、 (炉規法、 厚労省、 電気事業法 国交省に 放射線

### (b) その他の指摘

踏まえ、 設段階、 保安院自体、「平成一二年には後述する『JCO事故』 平成 運転段階及び廃止措置段階における規制行政庁の安全規制の調査を開始し」、また、「『データ改ざん問題』 四年一二月の改正電気事業法等により、 四半期毎報告義務の創設、 等の教訓を踏まえ、設置許可時のダブルチェックに加え、 調査権限の強化等、原子力安全委 を 建

員会のダブル

チェックの機能が一層強化された」とされる。また、「JNESでは、

原子炉施設及び原子力施設に関す

スチェック解析を行った」とされる。 ではないが、 立行政法人である。「原子力施設の設置、改造等の申請書の解析等について、JNES て全体的な安全確保を図っている」とされる。 資料を基に検査していることが問題とされていた 計基準地震動の二~三倍を超える地震動が観測されたが、その原因究明およびプラント再立ち上げ検討のための ク解析も実施している。また、二〇〇七年七月に起きた新潟県中越沖地震の際に、 技術審査協会・原子力発電安全センターの指定検査業務、安全解析・評価、 地方自治体における防災業務の支援、 る検査の (クロスチェック解析という) 一部を行うとともに、 耐震設計審査指針の改訂(二〇〇六年九月)による既設プラントの耐震バックチェックの 安全審査の解析評価におけるクロスチェックや規格基準策定のための試験研究、 は、熱水力設計、放射線遮へい設計、構造強度、耐震設計などである。 国際業務等を行っており、保安院の業務を補完しつつ、この両者が一体とな ただし、対象の事業者に検査内容の原案を事前に作成させ、それを丸写し JNESは保安院の検査業務の一部、 (毎日新聞平成二三年一一月二日)。 防災支援、 柏崎刈羽原子力発電所において設 原子力発電技術機構・発電設備 JNESは二〇一四年に廃止 で独自の手法で行ってい 調査・研究等が移管され クロ 許認 スチ しした クロ 審査 . る解 た独 玉 ツ P

されていることを監査し、それを国民に対し説明する責任がある。 保に係る事業者の判断の基準を明確に示すとともに、事業者の活動の細部にまで容喙、干渉するような過度の規制 任があるため、 化に陥ることなく、 の責任分担の明確化として以下のように述べる。「原子力施設の安全確保は、設置許可を得ている事業者に第一義的 東電との関係について、原子力安全委員会は平成一四年に「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」 事業者の安全確保への自主性と責任感が確立されていなければならない。 事業者による自己責任の明確化の観点から、 事業者の保安活動が適切な品質保証体制の 最近の原子力発電所における不正等は事業者の 国はこれを前提に、 で国と事業者 下で実施 安全確 自 強 責

される(原子力規制庁に統合される)。

られなければならない<sup>(&)</sup> 体制を抜本的に見直し、実効的な規制体制を確立すること」。全面的に事業者の責任とするためには責任の明 させるとともに、現行法上規定されている立入検査等の情報徴求手段の有効性を高めることなどを通じて、 主性及び責任感が確立していないことを露呈したが、それは国と事業者との間の責任分担関係が不明確であったこと 規制に係る法令等を見直すこと。また、国による監査機能の向上のため、 が一因である。このため、 経済産業省においては、事業者によるいわゆる 原子力安全・保安院自身の検査能力を増進 『自主点検』 のあり方の明確化を図るなど、 確化

て検討する部署の独立性 れられる)。 わる部署をまとめて平成二四年に原子力規制委員会に一元化される(JNESは平成二六年に原子力規制 事 環境省の外局として、 経産省から独立の組織となったが、各原発に対応する組織の必要があるとともに、 ・自主性が確保されなければならない。 原子力安全・保安院、 内閣府原子力安全委員会等、 地域住民との話し合いも必要である。 原子炉施設等の規制 実際に各原発に 庁に組み入 監視 に関

3 組 織問 題とし ての東電と国 0) 関係 (あるべき組織形態が取ら っれてい なかっ た問 題

#### 1

待つ組織ではなく、 法人の責任問題は現実の そのような組織形態がとられていなかったこと自体が問題である。 現実の担当者がまず自発的に判断し、その自主的判断、 担当者の責任から指揮系統の監督責任へ(下から上へ)と考えるべきである。 また、 独立性が尊重される組織であるべきであ 電力会社、 行政以外にも住民側 上の指 0 組織

を対等の地位を有するものとして議論する制度が必要となる。

責任問題として、

当時のそれぞれの部署の関係を問題としなければならない。

では

長期評価が出た時点で東電内部

動 明確にされなければならない。 確化として 院の顔色をうかがう体制であったのかである。「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」で国と事業者の責任分担 べきであった。そして、 管轄の組織である)。東電では上からの指示で動くシステム自体が問題なのである。担当者が上からの指示がなけ 長) 院については経産省からの独立性の問題があり、 であった 安全監視室が別組織としてある。さらに、 所長の下での品質・安全監理の責任者としてのユニット所長とその下の運転管理部、 どのような対応が考えられたのか、 いたところである。災害問題を専門に扱う独立の部署として東電の地震・津波評価担当部門がまず自ら検討を開始す いたJNESは独立に行動することはなかったのか、JNESは保安院に対して独立の権限を有していたのか、 東電設計は津波の可能性を指摘していた)。また、保安院からの要請で東電の長期評価対応が始まり、 の実際の地震・津波対策担当、シビアアクシデント対策担当の問題が考察されなければならない いかないというシステムが問題なのである。 からの指示に基づく組織と考えられる。それに対して国の対応については保安院が中心となる(保安院は経産省 立地地域部・原子力運営管理部・原子力設備管理部、 (津波について土木学会の調査待ち) ことに対して、保安院自体はどう考えたのか、 「原子力施設の安全確保は、 保安院と東電の関係も問題となる。保安院が東電を忖度する組織であったのか、 対応の遅れ自体が問題である。 シビアアクシデント対策はどの部署になるのか、 設置許可を得ている事業者に第一義的責任がある」とし、 福島原子力企業協議会の下で東電設計など元請企業・下請企業がある) 地震問題自体長期評価以前にも生じており、 保安院と安全委員会のダブルチェックは適切に機能していたの 組織の問題として、東電は上(原子力・立地本部本部 いずれも原子力・立地本部の下にある。また、 当時の組織 保全部、 中越地震では被害も生じて 一部検査が移管されて 本社側の原子力安全 (東電津波対策課長 (原子力発電所側 事業者の安全確保 事故当時未完成 東電が保安 原子力 れば かがが 明 0)

の自主性と責任感の確立が必要とし、

国は「安全確保に係る事業者の判断の基準を明確に示すとともに、

事業者

活動 と交流し、 とする。 事業者の保安活動が適切な品質保証体制の下で実施されていることを監査し、それを国民に対し説明する責任がある」 次的な責任が課されるべきとも考えられ、 0 - 細部にまで容喙、干渉するような過度の規制強化に陥ることなく、事業者による自己責任の明 しかし、 規制側の立場として、 事業者の自主性は上からの組織であるために不十分であり、 安易な現場とならないように監督すべきであったと考えられる。 この意味から、 保安院は執行部に指示するのではなく、 もともとの原発設置の経緯から国 確 極 化の 的 観点から、 担当

生じることは否定できない 子力事業者においては、 唯々諾々と受け入れ、 学者が集まり議論して作成・公表した『長期評価』 保安院のチェック体制が不十分であったとする)。「保安院の対応は、 者の監督責任であり、 れまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、 して不十分なものであっ つつ、安全寄りの指導・ が保安院の怠慢を指弾する 一人の学者のみに問い合わせて同見解の信頼性を極めて限定的に捉えるという、 確定されなければならない点は指摘を取り上げなかった東電の担当者の過失と執行部の監督責任であり、 規制当 東電と国の関係である。これについては仙台高裁と高松高裁の考え方が参考になる 規制をしていくことが期待されていたというべきであって、 たとの批判を免れない。」 利益を重視するあまりややもすれば費用を要する安全対策を怠る方向に向かい から、 (JNESと保安院の関係も問題とする) 局に期待される役割を果たさなかったものといわざるを得な 規制当局としては、 国会事故調報告書は東電を一次的責任とする。 の見解について、 原子力事業者にそうした傾向が生じてい 歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、 その一構成員で反対趣旨の論文を発表して 結果としては、 のに対して、高松高裁は 東電による不誠実ともいえる報告を 上記対応は、 国の一 0 機関に多数の専門分野 ない 一次的責任を東電とし、 般に営利企業たる 一今回 かを不 規制当局 の事 がち 断 (仙台高裁 な傾向 の姿勢と に注 玉 0 担 た 0)

安全対策が取ら」なかったことが原因である。

不作為、

ある

いは自己

の組織に都合の

良い

判断を行うことによって、

を回避することを重視したこと、また、保安院が原子力推進官庁である経産省の組織の一部であったこと等から、 |規制当局も、専門性において事業者に劣後していたこと、過去に自ら安全と認めた原子力発電所に対する訴訟リスク

事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する『既設炉の稼働の維持』『訴訟対応で求めら 化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密 れる立場の れる無謬性』を後押しすることになった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、 接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。 市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電事連等を通じて歴代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟 全について積極的に制度化していくことに否定的であった。」「本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、 『逆転関係』が起き、規制当局は電気事業者の『虜(とりこ)』となっていた。その結果、原子力安全につ 規制する立場とさ 規制当局は、

# (2)仙台高裁の問題視する保安院と東電の関係

いての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」

が公になることを避けようとしていたものと認めざるを得ないというべきであると述べる。 算が行われれば、 して東電の経済的負担) 仙台高裁は保安院の行為に対する疑問を強調する。 喫緊の対策措置を講じなければならなくなる可能性を認識しながら、そうなった場合の影響 の大きさを恐れる余り、そのような試算自体を避けようとし、あるいはそのような試算結果 福島第一原発について「長期評価」の見解による想定津波の試 (主と

げ、 |平成一五年一一月以降はJNESの事業となったため、保安院とJNESと連携した『安全情報検討会』を立ち上 新知見について調査を行うこととしたところ、保安院は、マドラス原発溢水事故(平成一六年)を受け、安全情

NESをよくコントロ

ールしたい。

えるが、

さらに、

月ないし九月という時期において、

保安院の審査官が、

福島第一原発について『長期評価』

の見解に基づい

年波の

震バッ 知見関連情報 りまとめたところ、そこでは地震本部の全国地震動予測地図は専門家の審議を踏まえて 見が表明されることはなかった。保安院は、平成二二年一二月一六日付けで「原子力施設の耐震安全性に係る新たな 波源モデルの位置を検討するに当たって『長期評価』 は 審査指針に津波に対する安全性評価が盛り込まれたのに伴い、溢水勉強会では、 とめられるまでの間に 保安院は、 らのNUPECや安全情報検討会を通じた情報収集において、『長期評価』の見解が取り上げられることはなかった。 報検討会において平成一七年六月以降外部溢水問題について本格的な検討を開始し、 科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について(平成二一年度)」と題する報告書を取 ·耐震 クチェ ックチェックに委ねることとされたが、 原子力事業者に働きかけて平成一八年一月に『溢水勉強会』を立ち上げたが、 『長期評価 と位置付けられ、 クにおいても、 『長期評価』 の見解を規制に直ちに反映する必要があるとは判断されなかった。」 専門家から 平成二一年三月に改訂された「長期評価」に至っては の見解が取り上げられることはなかった。平成一八年九月に改訂され 『長期評価』 女川原発の耐震バックチェックにおいて、 の見解に拠る領域区分を採用しなかったし、 の見解に基づいて津波の解析・評価をする必要があるとの意 外部溢水に係る津波の対応につ 情報収集に努めていたが、 『参考情報』に位置付け 『新知見情報』ではなく 平成一九年四月に報告がま JNES及び東北電力は 福島第一 た耐震設 原発 これ られ 耐 7

57 阪経法論 87('22.9)

試算を行った場合には、『JNESが大騒ぎする』ような結果が出ることを濃厚に予測していたことが推認されるとい

同審査官が、規制の対象者たる原子力事業者である東電の担当者の面前で、『福島の状況に基づき』

無邪気に計算してJNESが大騒ぎすることは避ける。』などと発言していたとい

|津波の浸水により原子力発電所が重大事故を起こす危険性があるという情報が積み重ねられてきた平成二一

すら免れず、

力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする』(平成二五年法律第八二号による廃止前の独立行政法人 力事業者と一体化して、『原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、 うのであるから、これでは原子力規制機関であるはずの保安院が、 原子力安全基盤機構法四条) 独立行政法人であるJNESによる安全性のチェックを阻止しようとしていたとの批判 原子力事業者である東電の側に立ち、むしろ原子

原子力規制機関の担当官としては誠にあるまじき言動であったといわざるを得ない。」

# 3 高松高判令和三年九月二九日は保安院の行為よりも東電の怠慢を強調する

指針 ないと回答した。 そのため、土木学会の報告書 とを、プレート境界面の結合の強さや滑らかさ、沈み込んだ堆積物状態の違いから説明していることを指摘し、また、 発電所の安全性を確認していることから、安全性に問題はないとし、福島~茨城県沖の海溝沿いでは有史以来、 付近)では津波地震は発生せず、プレート間地震が発生していない領域の沖 地震が発生していないことや、谷岡・佐竹論文によれば、典型的なプレート間大地震が発生している領域の沖 して施設の設計を行っている、 「長期評価についてのヒアリングにおける東電の回答は、原子力発電所の設置に当たって、平成一三年安全設計審査 (発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針)に基づき、予想される津波のうち最も過酷なものを想定 (津波評価技術)では、 最新の知見として平成一四年二月に土木学会から公表された津波評価技術に基づい 福島~茨城県沖の海溝寄り領域において津波地震を想定してい (海溝付近) では津波地震が発生するこ (海溝 津波 7

価シミュレーションを行うべきであると伝えた。その際、保安院 保安院 (耐震班) は、 長期評価の見解に基づき、 福島県沖から茨城県沖の領域で津波地震が発生した場合の津波評 (耐震班) は、本日 (同月五日)、第一審被告東電と

る安全性の検討に当たり、 同様のヒアリングを受けた東北電力株式会社が、 れに対し、 東電の担当者は、 かなり南まで波源をずらして検討しているとの説明を受けたことを引合いに出した。 谷岡・佐竹論文の内容を説明し、上記シミュレーションの実施に難色を示した。 女川原子力発電所 (宮城県男鹿群女川町及び石巻市) の津波に対す 保

沖の海溝寄り領域においてどこでも津波地震が発生する旨)を示したのか、 価において、どのような根拠に基づいて津波地震に関する見解 は、 この間約四○分が経過しても、 東電の担当者の態度が変わらなかったことから、 (福島沖から茨城県沖を含めて、三陸沖から房総 推進本部の委員に確認するように指示し 推進本部が、

長

た。

安院

(耐震班)

らば、 ザード解析)では、そこで起こることを分岐として扱うことはできるので、そのように対応したいことを伝えた。 その上で、東電の担当者は、D安全審査官に対し、土木学会手法(津波評価技術)に基づいて確定論的に検討するな は、同分科会で異論を唱えたが、同分科会としてはどこでも起こると考えることになったという回答を得たと伝えた。 対し、長期評価の見解の根拠(『なぜどこでも起こるという結論になったのか』)について質問したところ、 長期評価を検討しているが、肯定的な評価はなされなかった」。 解を前提とした津波評価シミュレーションの実施を重ねて求めなかった。 東電の上記報告及び方針を報告したところ、保安院 れに対し、 東電の担当者は、 福島から茨城沖には津波地震を想定しないこと、ただし、電力共通研究(電共研)で実施する確率論 D安全審査官は、『そうですか。分かりました。』と回答してその場を辞し、 平成一四年八月二二日、 保安院の耐震班に所属するD安全審査官 (耐震班)は東電の同方針を了承し、東電に対し、長期評価の見 東電はバックチェック要請課程にお (耐震班長であるCの部下) 耐震班長であるC等に対 同人から (津波 ても

地震

中

・間報告書に対して保安院は、

合同WGの議論に基づき、平成二一年七月二一

旦

評価書を作成したところ、

動 評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。』と指摘した。原子力安全委員 堆積物や津波の波源等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、当院は、今後、 評価 保安院が作成した上記評価書について更に審議し、平成二一年一一月一九日、上記評価書を妥当なものと認め (基準地震動Ssの策定)に関する検討結果として、『現在、研究機関等により八六九年貞観の地震に係る津波 事業者が津波評価及び地震動

を促した。保安院は、平成二二年六月頃、電事連に連絡し、各事業者のバックチェックの進捗状況をまとめた一覧表 を作成させた上、 れなかったことをもって津波がなかったと評価することはできない。』などと伝えて、貞観津波についての更なる検討 等において発見されたが、同発電所南方では発見されなかった。保安院の担当者は東電に対し、『津波堆積物が発見さ 調査を実施した。その結果、貞観津波の堆積物は、福島第一原発から一○㎞北方に位置する南相馬市小高区浦 地震について、より精度の高い断層モデルを作成するための資料取得を目的として、福島県沿岸において津波堆積物 の隙間に何らかの処置をするといった点(水密化)も話題にした。東電は、 海水ポンプ室の周りに壁を立てたり、コンクリートの躯体を周りに巡らせたり、電源ケーブル・配管の開口部や扉等 る旨決定した。平成二一年九月七日にも、保安院から、貞観地震を踏まえた検討をするように求められ、 して重要施設 (海水ポンプ等)を建屋内に入れてはどうかとも指摘された。この席上、保安院は、他の対策として、 作業が遅れている東電等の電気事業者に対し最終報告書の早期提出を促すべく、指示の検討をして 同年一二月~平成二二年三月の 津波対策と | 尻地区 貞観

## (4) 東電と保安院の関係

いると伝えたが、

本件事故時までに福島第一原発に係る耐震バックチェック最終報告書は提出されなかった。」

国会事故調報告書は以下のように述べる。「東電のリスクマネジメントは、原子力に関するリスクを検討する会議体

規制当局は、

その力量不足から、

電事連を通じた電力業界の抵抗を抑えきれず、

指導や監督をおろそかにしてきた。

きた。 は、 となり、 リスクマネジメントの考え方には根本的な欠陥があった。こうした東電の姿勢を許してきた規制当局の責任も重 とえ警鐘が鳴らされたとしても、 してきた点にある。東電は、 安全への徹底的なこだわりという点においても、 象徴であって、このことが、今回の事故処理においてベントの遅れを招いた原因の一つになっている。」「規制当局は する姿勢に問題が生じていたものと考えられる。例えば、配管計装線図の不備が長年放置されてきたことなどはその 内に号令をかけているものの、その一方で、実態としては安全確保と経営課題との間で衝突が生じ、安全を最優先と 度が大きくなったものと理解されてきた。」「原子力・立地本部や発電所の現場に対しては、『安全確保が最優先』 高まったものと理解されるはずであるが、東電の場合は、 ジメントのゆがみを招いた。学会等で津波に関する新しい知見が出された場合、本来ならば、リスクの発生可能性 デント はあるが、 原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜 ンの中で担保するもので、経営として管理すべきリスクとしては扱われていないが、そのことが、 何度も地震・津波のリスクに警鐘が鳴らされ、対応する機会があったにもかかわらず、 規制当局の、 (SA) に至るリスクとして扱うことはなかった。その理由としては、原子力の安全は原子力・立 規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避して それを、 推進官庁、 自然災害と併せて社会信頼の失墜や稼働率の低下に至るリスクとして扱っており、 実際に発生した事象については対策を検討するものの、そのほかの事象については、 事業者からの独立性は形骸化しており、 発生可能性の科学的根拠を口実として対策を先送りしてきた。その意味で、 国民の安全を守るには程遠いレベルだった」。「今回の事故の リスクの発生可能性ではなく、 その能力においても専門性においても、 リスクの経営に対する影 東電が対策をおろそかに 東電 シビアアクシ のリスクマネ 地本部ライ 東電 と社 原

因

ックは、

最終報告まで至れば、

しての体を成しておらず、行政側に看過できない不作為があったものと評せざるを得ない。例えば、耐震バックチェ 電事連側の提案する規制モデルを丸のみにし、訴訟上のリスクを軽減する方向で東電と共闘する姿勢は、 規制当局と

地震・津波等の設計想定を超えるリスクについても確認される予定であったが、

学界及び規制当局など各方面への働きかけを行ってきた」。 炉の安全性、 避けるため、 を認識していた。東電及び保安院にとって、今回の事故は決して『想定外』とはいえず、対策の不備について責任を る必要はないとの内容が変更されることはなかった。さらに、東電及び保安院は、勉強会等を通じて、土木学会評価 業者の任意の作業とすることを許したばかりか、その早期終了を促す努力を怠った保安院も大いに問題がある。 る」。「規制側と事業者側は、 免れることはできない」。「シビアアクシデント(SA)対策の不備については、電事連がその責任の一端を負ってい 到来した場合には全電源喪失に至ること、敷地高さを超える津波が到来する可能性が十分低いとする根拠がないこと を上回る津波が到来した場合に海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、敷地高さを超える津波が 海外での規制実施等を受けて、全交流電源喪失対策の指針への反映や、直流電源の信頼性に関する検討等が行われた は耐震バックチェックを期限どおりに終了させず、結果として今回の事故を招いた。また、耐震バックチェックを事 指針改訂による規制化は行われなかった。その後、本事故に至るまで、長時間にわたる全交流電源喪失を考慮す 両方の利害が一致するところで、『原発は安全がもともと確保されている』という大前提を堅持し、 過去の規制の正当性を否定するような意見が回避、 過去の規制と既設炉の安全性が否定され、 緩和、先送りできるように、主に電事連を通じて、 訴訟などによって既設炉が停止するリスクを また、

の依存性に基づく消極性であり、 このように各部署の具体的な対応が問題となり(東電と保安院の共同不法行為と考えられる)、遠因は国と東電双方 直接的には保安院の東電への長期評価検討要請に対する東電の回答と保安院の対応

合は保安院の責任が主となる。 である場合に、 行為者の過失割合となる。 判決は長期 0 る責任者は東電となる。 具体的行為において仙台高裁判決ではそもそも保安院の真摯でない対応が問題とされているのに対して、 消 極 性が問題となる。 評価についての具体的な行為が評価される。 東電が長期評価を採用しなかったことと保安院がそのチェックが不十分であったことについての主た 逆に、 次に、 その際にも東電と国の役割分担が問題となる。 バ 保安院の真摯でない対応が主であり、 ックチェック要請に対する東電の対応と保安院の対応の消極性が問題となる。 東電と国 (保安院) 東電がそれに依存していた構造が認めら 東電の防止義務が主で、 の共同不法行為であるので、 国の監督責任が 責任分担 高松高 れる場 双方 従

に資源エネルギー庁、 が設立されたが、 べきである。 となり、 3 が、 ないとしても新たな知見に最大限の配慮をなすべきであり、こちらが主たる責任者であると考えられる可 《発設 東電自身、 (但し、両判決共に東電の責任を一次的とする)。相互の責任関係を考える場合にも、最終的な責任者の認定が必 保安院の見解が重視されていた、 置の経緯から、 原発設置と規制は国主導で実施されてきた経緯からも、 民間中心の電力体制が原発については国主導であった(平成一五年に独立行政法人原子力安全基 自ら危険防止責任を負うので、 通産省に原子炉設置許可処分権限が移って以降、 保安院の真摯でないことを重視すべきと考えられる。 原子力安全・保安院に検査のノウハウ、安全規制の政策能力がないとされるが)。 このように 保安院の指導の下で作業を実施していたという場合には保安院の役割が主とな 日常的な保守管理を厳格になさなければならず、 保安院が一次的な責任を負うべき立場にあると解 電力会社に安全規制検査を下請けさせてい 設置時と環境に 能性もある 盤機 変化 構 す 要

阪経法論 87('22.9)

『題であ

必要となり双方の関係の認定が必要である。

ず

れにせよ東電の七〇九条責任

(むしろ七一五条責任)と担当者の過失、

長期評価対応の遅れは、

それまでの諸問題へ

の不十分な対応の問際の担当者の過失の

国賠責任

0

た者 と相 じたときの責任関係、 当者が自主性を有さず、会社執行部と経産省の指示に従うだけの組織であったことが問題であり、 安全委員会が監督すべきだったのである。原因は過去の事故において消極的な対応をしてきたことであり、 院はJNESを監督すると共に東電の現場を把握し、指示すべきであったのであり、いずれも不十分な対応に対 津波被害の可能性が指摘されている)。また、東電執行部の消極的な報告に対して保安院・安全委員会はどのようなど がある) また、原子力安全監視室が別組織としてある。さらに、福島原子力企業協議会の下で東電設計等元請企業・下請企業 子力発電所側の所長の下での品質・安全監理の責任者としてのユニット所長とその下の運転管理部、 こなかった組織の問題である。東電と保安院それぞれの内部組織が問題となる。過去の事例に対する東電担当者 ちらの責任が重大であるのか問題となる。そもそも両執行部だけの責任ではない。東電担当者の判断を是正しなかっ 検討過程がさらに詳細にされなければならない。双方の関係は日常的なものではなかったと考えられる。そして、 ŋ のように対応したのかである。JNESと保安院の関係においても、JNESが主導的立場となるべきであり、 の原子力安全・統括部・立地地域部・原子力運営管理部・原子力設備管理部、いずれも原子力・立地本部の下にある。 発において事故が繰り返し生じていたことが問題である。過去の事故事例にもかかわらず自己の問題として対応 組 (東電執行部、 互の依存関係の問題である。 織 の相互関係が問題となり、 0) 問題である。東電、 保安院) 責任者を明確にしなかったことであり、事後的対応で済ませたことが無責任体制を作り上げた が悪いのか、東電で判断ミスをした担当者が悪いのか。被害防止が最重要課題である原 保安院双方の執行部の指示を待つ組織形態 保安院に対する対応は東電執行部が行ってきたと考えられるが、 実際の担当者の意見を明確にすべきである(地震津波評価担当、東電設計からは (現場担当者が自発的に行動しなかった) 具体的な問題が生 東電の長期評価の 保全部、 現実の担 本社側 して して

のである

(原発は国が積極的に設置するものであり、「原子力ムラ」といわれる利益共同体が指摘される)。原子力安

それまでの体制と実質的な変更はなく(東電がすべてのリスクを負う体制を形成していたのか)、 全委員会が平成 四年「原子力安全の信 頼の回復に関する勧告」において、一時的責任を東電と明示するのであるが、 原発設置の経緯

5

国主導の体制形成の問題が残っている。

側の組織にも独立の地位を認めなければならない となり、 在り方が問題であり、 た。ただし、東電からすると強い指示がなかったことになる)。 発ごとの担当委員を置かなかったこと、保安院・JNES両者が消極的であったことが問題である 内部的には実際の担当者に強い権限 その上での執行部の監督責任を明確にしなければならない。 依存性の問題となる。依存性をなくすためにそれぞれ組織の担当部署の独立性と自主性が (自主性) を認めなかった組織の在り方が問題となる。 個々 の構成員の自主性と独立性を育まなか また、このような依存性をなくすために、 保安院については各原 (東電に任せて った組 住民 必 織 要

0

#### 七 最後に

ではない 最 高 裁判断 か、 原発事故について従来から積極的な対応をしなかった者 の問題点として、 最高裁は原告の原発側の執りうる措置と被害の減少についての立証の機会を奪 (東電、 保安院) は正当性を自ら立証しなけ 0 たの

避可 ばならないのではないか、また、このような組織は長期評価対応に限定した相当因果関係を認定しないこと、 そもそも争点は長期評価に基づく措置による結果回避可能性ではなく、 能性を認定しないことによって責任を免れない その原因は今まで他の事故に対する検討を自己のものとして真剣にしてこなかったことである。 のではない かという問題点がある 長期評価に基づく検討を適切にしなかった (双方の消極性が問題である)。 結果回

ことであり、

そし

の前提として東電の七一五条責任も認めるべきであり、 その点の責任の中心が東電にあるのか保安院にあるのかである。 それを前提として国の国賠責任が生じると解される。 そのために相互関係を明確にすべきである。

波の被害を指摘したそうであるが、それについて積極的な対応がなされなかったこと、その議論が明確ではないこと て積極的な対応をしなかった組織は長期評価に対しても積極的な対応を行わない。東電津波評価担当、 所の事故については自己の問題として自主的・積極的に対応しなかったと考えられる)。過去の事例を自己のものとし 会の下で元請企業・下請企業がある)と保安院・安全委員会はどのようなどのように対応したのかである(他の発電 その下の運転管理部、 は責任関係を不明確にするために利用されるべきではない。責任関係を明確にしなかったことが重要な問題である。 いずれも原子力・立地本部の下にある。また、原子力安全監視室が別組織としてある。さらに、 過去の事例に対する東電担当者 保全部、 本社側の原子力安全・統括部・立地地域部・原子力運営管理部・原子力設備管理部 (原子力発電所側の所長の下での品質・安全監理の責任者としてのユニット所長と 福島原子力企業協議 東電設計が津

なかった会社の責任となる。 保全部(さらに下請企業) 問題であり 少なかったと考えられ、この意味で下部組織に権限を委ねてこなかった、下からの組織が作られていなかったという 東電執行部は経営重視、 (原子力発電所側の所長の下での品質・安全監理の責任者としてのユニット所長とその下の運転管理 があり、 災害確率が低いという観点から対策を怠ってきたのであり、 それらは本社側の原子力・立地本部の下にある)、その意味では適切な体制を作ら 慎重な意見と議論することが

が問題であり、

実際の担当部署の独立の権限が弱いという問題である。

びに保安院は課題を課すのであるが、原発事故が防げなかったように、実践的な意義を有しないものと考えられる(こ 保安院 (経産省管轄)、JNES、 安全委員会が機能しなかったという問題である。 問題が生じるた

٤ として用いる際には住民側の権限を強化すべきと考えられる。 ち ことは当初から に委ねるのか 様のやり方では不十分である。 られる(JNESが独立性を発揮できなかったと考えられ、JNESが自主的調査を実施し、 は是認されるものではない。 基づく調査検討報告改善を電力会社が行い、 住民としては安全が確認されるまでの運転停止を当然、 きである 発形成に参画した電力会社を保護するのではなく、 べきであったとも考えられる)。経産省管轄の保安院は平成一四年以降は環境省外局の原子力規制委員会となるが、同 0 か の点について、 適当な報告を了承すべきではない)。設置の経緯もあり、 担当者を置き、 £は明らかではないと考えられる)。保安院による会社執行部への指示だけでは不十分なのであり、各原発ごとに専門 現 従前、 担当部署の責任と上部の監督責任を明確にし、 在各所で生じている運転停止請求 か (実際の担当者と連絡をとり、 らの保安院の指 (電力会社の自己責任において原子力発電は成り立つのか)、そうでなければ国が責任をもって監督すべ 保安院が事業者の意向を汲んだのか、 の構造であったと考えられる(新規制組織が従前のやり方とどの程度異なるのか問題となる)。 頻繁に現場間の交流がなければならない。各原発ごとの作業を詳細に把握せず、 示、 保安院とJNESとの関係も問題なるが、 東電の調査報告、 原発の経済効果優先政策から地域を巻き込んだ原発形成における国の役割として、 (各所の安全性について新基準が作成されたが、 双方の自主性・独理性を尊重する同等の立場で話し合うことが必要であ 規制委員会が了承するという構造からは国が主導的な役割を担い、 保安院の了承という構造が変わらないと考えられ、 厳格な監督体制を形成すべきであったのである。すべて電力会社 明確な責任の下で担当部署の独立性を確保し、 事業者側が形式的に従うことに保安院が異議を述べなかったの 請求する)について、 実効的な体制を形成しなかった国の責任は重 東電・ 行政の組織については責任関係を明確にするこ いずれも地震津波対策は不足していたと考え 原子力規制委員会による新規制基 実態は変わ 主導すべき体制である 事業者任せの対応 権限を強化するこ つて 社会通念を基準 ない 0) 原

また、東電・行政側の組織と対等の組織として住民側の組織を設置する必要がある。 とが、監督責任の強化にもつながる(規制庁内の各原発ごとに対応する地方分室に主導的役割を担わせるべきである)。

発の状況が変わっていないことについての健全な良識を示すものである)。責任軽視の考えは原賠法による補償制度の 点の本質(東電と国の両者の依存関係)が見逃されてはならない(各所で運転停止をめぐる争いが生じているが、 る」とされる。 このような関係内で、事後的対応(原発は現在は安全となった。十分な補償も行った)によって問題 付金、それらのもたらす商業の活性化や道路・体育館・防災無線など公共施設の充実等という非常に大きな効果があ 題となっていた―水俣病は漁民の犠牲)。国は電力会社を支援した(高レベル放射性廃棄物の処理費用、原子炉解体費 成し、依存関係を形成してきたと考えられる(地域の犠牲の下に経済発展を行うことは水俣病事件等公害事件でも問 料費など)は、料金原価に算入され、電力料金を通じて消費者が負担している)、原子力ムラと言われる利益集団を形 創設も影響する。 地域では「多数の定住者や数百とも数千ともといわれる雇用効果、固定資産税や定住者の所得税などの税収、各種交 が交付された(電源三法)。通産省と電力会社の協調関係成立後に数多く設置される。(密) の中の解体廃棄物処理費の国負担、設置反対運動への対応等、電力会社の負担を軽減した)。地域には補助金・交付金 産業発展をもたらした分野であり、電力の安定収入とともに(発電に関する一般的な費用(減価償却費、保守費、 争に参加し、 原発設置自体、 官民合同の東海発電所の設置から、日本原電、各電力会社の設置となる。 民間にすべてを移行しないときには 国が主導的役割を果たす。民間九電力体制の中で、当初消極的であった電力会社が電源開発との競 (民間独占の問題の方が問題点が明確となる)、規制機関を中心 アメリカとの関係もあった。 地域の反対にもかかわらず、 原

とする担当者の責任を明確にし、

住民側の関与を強化しない限り、

依存性は克服されない

9 8

- $\widehat{1}$ 拙稿 織問 論文の注を参照。福島第一原発事故については非常に多くの文献があるが、 『題を中心に論ずるために、 静岡法務雑誌一三号五頁。 「福島第一原発事故の責任に関する一考察」静岡法務雑誌一二号一頁、 引用文献は前掲論文に挙げたもの、 福島第一原発事故に関しては多くの文献があり、 およびその他必要最低限のものにとどめる。 拙稿 論点を東電と国の責任に絞り、 裁判に関しても多くの文献がある。 「福島第一原発事故の責任についての 相互関係 前掲 組
- 2 そもそも設置審査で貞観地震等の大きな災害の検討が行われたのかも問題となる。設置箇所は揚水の問題から下げられた 経緯がある。
- 3 拙稿前掲「福島第一 原発事故の責任についての再論」 論文五三頁以下。
- $\widehat{4}$ 拙稿前掲 |福島第一 原発事故の責任に関する一考察」 に基づく記述
- 5 拙稿前掲 「福島第一 原発事故の責任についての再論」 九頁。

「福島第一原発事故の責任に関する一考察」静岡法務雑誌二二頁。

 $\widehat{7}$ 

判時二

|四八四号||三三頁

判時二四八四号一三一頁。

6

拙稿前掲

判時二四八四号一一五 - 一一六頁。 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任に関する一考察」二六頁、

判時二

四八四号一一七頁。

四

八四号一〇八頁

- 11 10 拙稿前掲 「福島第一 原発事故の責任に関する一考察」二七頁、 判時二
- 12 拙稿前掲 「福島第一 原発事故の責任についての再論」二二頁。
- 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」二七頁
- 拙稿前掲 福島第 原発事故の責任についての再論」

14 13

- 15 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」二一頁
- 17 16 橘川 https://www.sn-hoki.co.jp/articles/article2016040. 武郎 武田晴人 『原子力安全・保安院政策史』(二〇一六年) 四三頁以下。
- 18 ここの記述は、 海渡雄一「岐路に立つ裁判官⑫独立した司法が原発訴訟と向き合う③伊方原発最高裁判決の再評 価 福島

70

る存在である」判時二三五二号一一四頁、中野宏典「岐路に立つ裁判官⑬独立した司法が原発訴訟と向き合う④国民から 三頁、井戸謙一「岐路に立つ裁判官⑪独立した司法が原発訴訟と向き合う②裁判官は課題を抱えているがなお信頼に値す 参考となる。河合弘之「岐路に立つ裁判官⑧独立した司法が原発訴訟と向き合う①原発訴訟の基礎知識」 原発事故を繰り返さぬための裁判規範を求めて」判時二三五四号一二〇頁以下に依拠する。このシリーズの文献はすべて 判時二三四五号

19 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%AB%98%E6%B5%9C%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80

https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BC%8A%E6%96%B9%E7%99%BA%E9%9B%BB%E6%89%80

信頼される司法への課題―原発差止仮処分を題材に」判時二三六一号一三〇頁。

論

20

- 21 https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/gaiyou.html
- 22 拙稿前掲「福島第一原発事故の責任に関する一考察」四頁以下。
- 23 https://www.minpo.jp/pub/jishin2011\_20220714hanketu
- 24 科学技術庁原子力局編『原子力損害賠償制度』(一九六二年) 九頁以下、森本紀行『福島原子力事故の責任』(二〇一二年) はこの問題点を指摘する。
- 25 高橋康文『原子力損害賠償支援機構法』(二〇一二年)。
- 26 参照、 植村栄治「公務員個人の責任」ジュリ九九三号一五九頁
- 27 参照、佐伯彰洋・令和二年度重判四二頁。
- 28 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」二一頁。

「福島第一原発事故の責任に関する一考察」三一頁以下。

29

拙稿前掲

- 30 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任に関する一考察」二九頁以下。
- 31 https://www.minpo.jp/pub/jishin2011\_20220714hanketu
- 32 https://www.mhmjapan.com/content/files/00001736/naiic\_honpen2\_0.pdf
- 33 https://ja.wikipedia.org/wiki/ 東電の原子力発電
- 国会事故調報告書五二五頁以下。

- 35 https://scienceportal.jst.go.jp/newsflash/20120705\_02/
- 36 www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-h190521.pdf 日本学術会議総合工学委員会原子力安全に関する分科会「我が国の原子力発電所の津波対策」一三-一四頁 https://
- 37 上川龍之進『電力と政治(上)』(二〇一八年)四四頁。
- 38 https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy\_environment/touden\_1f/pdf/005\_04\_00.pdf
- 40 39 拙稿前掲「福島第一原発事故の責任に関する一考察」四九頁、 https://www.kankyo-business.jp/news/012423.php
- 全改革プラン」。https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaesjb/55/10/55\_538/\_pd1

五三頁、姉川尚史「福島原子力事故の総括および原子力安

41 政府事故調報告書は主に事故対応に関するものである。

国会事故調報告書三八頁。

44 国会事故調報告書五五五頁。 43 42

国会事故調報告書五五〇頁以下。

- 45 jaesjb/53/3/53\_194/\_pdf/-char/ja 「原子力安全・保安院の10年の歩み」原子力安全・保安院 原子力安全広報課 https://www.jstage.jst.go.jp/article/
- 47 46 https://web.archive.org/web/20111104171239/http://mainichi.jp/select/wadai/news/20111102ddm001040002000c.html pdf/-char/ja 「JNES は、原子力の安全確保に取り組む専門家集団です」https://www.jstage.jstgo.jp/article/jaesjb/52/6/52\_359/\_ 橘川武郎・武田晴人 『原子力安全・保安院政策史』(二〇一六年)八三頁。
- https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E8%A6%8F%E5%88%B6%E5%A7%94%E5%93% A1%E4%BC%9A\_ (%E6%97%A5%E6%9C%AC) 『原子力安全白書平成一四年版』二二一頁。

50

https://www.nikkei.com/article/DGXMZ027504770Y8A220C1CR8000/, https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4330/

49 48

71

52 51

国会事故調報告書 仙台高裁判決。

一〇頁以下。

55

拙稿前掲

53 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」 一五一一六頁。

拙稿前掲「福島第一原発事故の責任についての再論」一五頁。

- 54 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」 一六頁。

「福島第一原発事故の責任についての再論」一七頁以下。

- 56 国会事故調報告書一七頁以下。
- 58 57 拙稿前掲 国会事故調報告書四一頁以下。 「福島第一原発事故の責任についての再論」二四頁
- 59 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」二四-二五頁。
- 61 60 拙稿前掲「福島第一原発事故の責任についての再論」二五頁。 不祥事、 事故への対応について、 拙稿前掲「福島第一原発事故の責任についての再論」42頁以下。
- 63 JNES自体二○一四年に廃止されている。

62

保安院の行動については、

橘川武郎・武田晴人『原子力安全・保安院政策史』(二〇一六年)が詳しい。

『電力と政治

E

が詳しい。

- 拙稿前掲 「福島第一原発事故の責任についての再論」三八頁以下。経緯は、上川龍之進前掲
- 費用について、大島堅一「原発の本当のコスト」https://www.foejapan.org/infomation/news/110419\_o.pd/
- 原子力安全研究グループ 「原子力の歴史を振り返って」公害研究一〇巻三号一一頁。

66 65 64

67 https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E5%8E%9F%E5%AD%90%E5%8A%9B%E7%99

%BA%E9%9B%BB%E6%89%80